

笠間市告示第64号

令和5年第1回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和5年2月21日

笠間市長 山口伸樹

1 期 日 令和4年2月28日（火）

2 場 所 笠間市議会議場

令和5年第1回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
2月28日	火	本会議	開会、会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 補正予算質疑・委員会付託 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午後5時）〕
3月1日	水	休 会	議案調査
3月2日	木	休 会	常任委員会（補正予算審査）
		本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 委員長報告・質疑・討論・採決（補正予算） 予算特別委員会の設置・付託 〔予算特別委員会〕 〔議会運営委員会〕
3月3日	金	休 会	常任委員会（総務産業）
3月4日	土	休 会	
3月5日	日	休 会	
3月6日	月	休 会	常任委員会（教育福祉）
3月7日	火	休 会	常任委員会（建設土木）
3月8日	水	休 会	予算特別委員会（第1日）
3月9日	木	休 会	予算特別委員会（第2日）
3月10日	金	休 会	予算特別委員会（第3日）
3月11日	土	休 会	
3月12日	日	休 会	
3月13日	月	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月14日	火	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月15日	水	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
3月16日	木	休 会	議事整理
3月17日	金	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決 閉会 〔全員協議会〕

令和5年第1回  
笠間市議会定例会会議録 第1号

令和5年2月28日 午前10時00分開会

出席議員

議長	22番	大関久義君
副議長	8番	内桶克之君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	9番	田村幸子君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	畑岡洋二君
	16番	飯田正憲君
	17番	西山猛君
	18番	石松俊雄君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

19番 大貫千尋君

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	近藤慶一君
教育長	小沼公道君

市長公室長	金木雄治君
政策推進監兼企画政策課長	北野高史君
総務部長	後藤弘樹君
市民生活部長	持丸公伸君
環境推進監兼環境政策課長	小里貴樹君
保健福祉部長	下条かをる君
福祉事務所長	堀内信彦君
産業経済部長	古谷茂則君
都市建設部長	関根主税君
上下水道部長	友部邦男君
市立病院事務局長	木村成治君
教育部長	堀江正勝君
消防長	堂川直紀君
笠間支所長兼笠間支所地域課長	太田周夫君
岩間支所長兼岩間支所地域課長	島田茂君

---

**出席議会事務局職員**

議会事務局長	西山浩太
議会事務局次長	堀内恵美子
次長補佐	松本光枝
係長	神長利久
係長	上馬健介

---

**議事日程第1号**

令和5年2月28日（火曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 施政方針について
- 日程第6 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第7 委員会提出議案第1号 笠間市議会個人情報保護条例について
- 日程第8 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定め和解することについて）

- 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて  
 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて  
 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて  
 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第10 議案第2号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて  
 議案第3号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて  
 議案第4号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて  
 議案第5号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて  
 議案第6号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第11 議案第7号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第8号 笠間市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について  
 議案第9号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について  
 議案第10号 笠間市職員の高齢者部分休業に関する条例について
- 日程第13 議案第11号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 笠間市個人情報保護法施行条例について  
 議案第14号 笠間市情報公開条例等の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第15号 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第16号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
 議案第17号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
 議案第18号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第19号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第20号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第21号 笠間市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第22号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第23号 笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 日程第22 議案第24号 笠間市教育振興基金条例について
- 日程第23 議案第25号 大日堂の設置及び管理に関する条例について
- 日程第24 議案第26号 指定管理者の指定について（北山公園）  
議案第27号 指定管理者の指定について（笠間の家）
- 日程第25 議案第28号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第12号）  
議案第29号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
議案第30号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  
議案第31号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第4号）  
議案第32号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第33号 令和4年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）  
議案第34号 令和4年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）  
議案第35号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第3号）  
議案第36号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第37号 令和5年度笠間市一般会計予算  
議案第38号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計予算  
議案第39号 令和5年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第40号 令和5年度笠間市介護保険特別会計予算  
議案第41号 令和5年度笠間市介護サービス事業特別会計予算  
議案第42号 令和5年度笠間市立病院事業会計予算  
議案第43号 令和5年度笠間市水道事業会計予算  
議案第44号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計予算  
議案第45号 令和5年度笠間市下水道事業会計予算

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 施政方針について
- 日程第6 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第7 委員会提出議案第1号 笠間市議会個人情報保護条例について
- 日程第8 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定め  
和解することについて）

- 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて  
 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて  
 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて  
 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第10 議案第2号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて  
 議案第3号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて  
 議案第4号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて  
 議案第5号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて  
 議案第6号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第11 議案第7号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第8号 笠間市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について  
 議案第9号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について  
 議案第10号 笠間市職員の高齢者部分休業に関する条例について
- 日程第13 議案第11号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 笠間市個人情報保護法施行条例について  
 議案第14号 笠間市情報公開条例等の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第15号 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第16号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
 議案第17号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
 議案第18号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第19号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第19 議案第20号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第21号 笠間市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第22号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第24号 笠間市教育振興基金条例について
- 日程第23 議案第25号 大日堂の設置及び管理に関する条例について
- 日程第24 議案第26号 指定管理者の指定について（北山公園）
- 議案第27号 指定管理者の指定について（笠間の家）
- 日程第25 議案第28号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第12号）
- 議案第29号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第30号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第31号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第32号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第33号 令和4年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第34号 令和4年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第35号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第36号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第37号 令和5年度笠間市一般会計予算
- 議案第38号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第39号 令和5年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第40号 令和5年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第41号 令和5年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第42号 令和5年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第43号 令和5年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第44号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計予算
- 議案第45号 令和5年度笠間市下水道事業会計予算

---

午前10時00分開会

#### 開会の宣告

○議長（大関久義君） 皆様、おはようございます。



御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は大貫千尋君であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回笠間市議会定例会を開会いたします。

なお、今期定例会の会期中までは、新型コロナウイルス感染症防止対策としまして、従前どおり体調管理や手指消毒の徹底、また、マスクについては、発言の際も含めましてマスクの着用をお願いします。

また、本日、写真撮影の申出があり、撮影の許可をいたしましたことを申し添えます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は資料のとおりであります。

---

### 議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について、御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第1号のとおりといたします。

これより議事に入ります。

---

### 会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番川村和夫君、6番坂本奈央子君を指名いたします。

---

### 会期の決定について

○議長（大関久義君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきましては、去る2月21日の議会運営委員会において御審議をいただいております。

ここで、議会運営委員会委員長から報告願います。

委員長西山 猛君。

〔議会運営委員長 西山 猛君登壇〕

○議会運営委員長（西山 猛君） 議会運営委員会から会議の御報告をいたします。

当委員会は、去る2月21日午後2時15分より、令和5年第1回笠間市議会定例会の会期日程等についての協議をいたしました。会期につきましては、資料のとおり、本日2月28日から3月17日までの18日間といたします。

本日は、会期の決定、請願及び陳情の付託、議案の説明を受けた後、議案の一部につきまして質疑及び討論、採決を行います。また、令和4年度の補正予算につきましては、質疑を受けた後、各常任委員会へ付託をいたします。

なお、一般質問通告の締切りは本日2月28日午前中までとし、議案質疑の通告締切りは同じく午後5時までといたします。

翌日3月1日は、議案調査のため休会といたします。

3月2日につきましては、午前10時から各常任委員会を開会し、付託された補正予算の審査を行います。その後、午後から本会議を開き、議案に対する質疑を行い、所管の常任委員会に付託をいたします。また、午前中に行った補正予算の審査結果を各常任委員会委員長より報告を受け、質疑、討論、採決を行います。さらに、令和5年度の各会計の予算審査のため予算特別委員会を設置いたし、付託いたします。

3日、6日、7日の3日間で各常任委員会を開催し、8日、9日、10日の3日間で予算特別委員会を開催いたします。

次に、一般質問については、13、14、15日の3日間でを行います。

なお、討論通告の締切りは、15日水曜日午前中とさせていただきます。

16日は、議事整理のため休会といたします。

最終日の17日は、各常任委員会及び予算特別委員会に付託された議案等の審査結果を各委員長から報告を受けた後、質疑、討論、採決を行い終了といたします。

以上、御報告をいたします。

○議長（大関久義君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から3月17日までの18日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から3月17日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたように、会期日程表のとおりでありますので御了承願います。

---

#### 諸般の報告について

○議長（大関久義君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長より法令等に基づく報告事件1件が提出されております。これについては、資料をもって報告に代えることを御了承願います。

---

## 請願・陳情について

○議長（大関久義君） 日程第4、請願・陳情についてを議題といたします。

今期定例会に提出されました請願・陳情につきましては、文書表を付してその写しを配信いたしております。

この件につきましては、請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

## 施政方針について

○議長（大関久義君） 日程第5、施政方針について市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 令和5年第1回笠間市議会定例会において、令和5年度の予算案をはじめ関係諸議案の御審議をお願いするに当たり、私の市政運営についての方針を述べさせていただきます。

初めに、市政を取り巻く状況についてであります。

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月に国内で確認されて以降、新たな変異株の出現と計8回の感染拡大を繰り返してまいりました。この間、社会のデジタル化は急速に進展し、デジタルの力による課題解決の仕組みが様々な領域で広がりを見せました。一方で、地域のつながりの希薄化に対する不安など、対面による人と人との交流の重要性も再確認させられたところでもあります。

今般、政府は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを、5月8日に「5類」に引き下げる方針を決定をいたしました。感染拡大から4年目となる今日、新型コロナウイルス対策は大きな転換点を迎え、ウイズコロナ、そしてアフターコロナへと移行していくこととなります。

また、国内では、昨年2月のロシアのウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の高騰や円安の影響により、エネルギー・食料等の物価高騰が続いており、世界的にも景気後退の懸念が高まっております。

さらに、昨今の鳥インフルエンザの流行により、従来からの飼料価格高騰に加え、鶏卵等の供給不足が販売価格の上昇に拍車をかけるなど、家計や経営に対してさらなる影響をもたらす状況となっております。

こうした中で、市はこれまで市民の暮らしと事業者の経済活動を守り、新たな取組に対し支援をするため、ワクチン接種を含めた各種感染対策や世代別や業種別など支援対象を

明確にした物価高騰対策を機動的かつ、きめ細かに展開をしてまいりました。

この非常に困難な局面を乗り越えるに当たっては、市議会をはじめ市民の皆様の御理解と御協力をはじめ、市医師会をはじめとする医療機関やエッセンシャルワーカーの皆さん、さらには感染対策に係る物品や寄附金等の御寄附をいただいた多くの個人・法人等の皆さんなど、各界・各方面の方々の御尽力をいただきましたこと、改めて感謝を申し上げる次第であります。

次に、人口動態についてであります。

昨年、前年比で1950年以降過去最大の減少幅となった人口減少について、2月20日に発表された最新の人口推計においても、令和5年2月1日現在で、前年同月比に比べて57万人の減少とされております。また、昨年の日本全体の出生数は、統計開始後初めて80万人を割り込むことが見込まれるなど、今後、人口減少・少子化は一層急速に進展していくこととなります。

市の人口動態を見ますと、令和4年の出生数が400名を割り込む状況となっており、令和4年の常住人口調査における人口動態は、自然動態で647名の減少となっております。一方で、令和4年における社会動態では67名の増となり、目標とする転入者数が転出者数を上回る、いわゆる社会増の状態に転換したところであり、その中でも、これまで施策の対象としてきた30歳から40歳代の子育て世代については、令和元年度以降、毎年社会増の状態が継続しております。

この流れを確実なものとしていくため、市においても最大の課題となる少子化対策を令和5年度の重点施策に位置づけ、妊娠・出産から高校卒業まで切れ目ない支援、質の向上など、あらゆる分野からの施策の強化・充実を図ってまいります。

次に、台湾交流についてであります。

昨年10月の国の水際対策緩和後、訪日外国人は増加を続けております。令和5年1月の訪日外国人旅行者は約149万人で、前の月より12万人増加するなど、長期にわたりゼロ近傍となっていたインバウンド需要が回復しつつあります。

こうした中、本年、笠間台湾交流事務所が開設5周年という節目を迎えるに当たり、関係機関等と連携を一層深めるため、笠間市訪問団を結成し、本年11月24日に台湾においてセレモニーの開催を予定しております。観光や農業分野のさらなる交流拡大、また、教育分野における大学との連携など、市と台湾の交流を深化させ、新たなステージへと進めてまいります。

また、さきに台湾で開催された県主催の「いばらき大見本市」において、本年3月26日から再開する「茨城ー台北」の週2便の定期便に加え、新たに茨城と台湾南部の高雄市を結ぶ週3便のチャーター便が4月9日に就航すると発表されたところでございます。茨城と台湾、双方向の往来が再開し、充実することは、今後の台湾との交流拡大やインバウンド・アウトバンド双方を展開していく上で大きなチャンスであり、この機会を生かしてま

いりたいと考えております。

次に、地球温暖化及び自然災害等についてであります。

近年、世界規模で温暖化による異常気象が発生し、大規模な自然災害が増加するなど、気候変動問題への対応は、今や人類共通の課題となっております。世界的に脱炭素の取組が急速に高まる中、国では、気候変動問題に対して国を挙げて対応するという強い決意を表明しております。市においても、地域の脱炭素社会の実現に向けて、公民連携を原動力に地域ぐるみの先駆的な取組を展開していく考えであります。

また、本年は、関東大震災から100年目に当たります。平成23年の東日本大震災発生、そして、さきのトルコ・シリア地震では5万人を超える貴い生命が奪われるなど、自然の脅威を改めて思い知らされると同時に、災害への備えとして危機管理体制の強化が重要であると再認識したところでもあります。

こうした激動の時代において、笠間の未来をつくるために、課題に対し常にスピード感をもって柔軟かつ的確に対応するとともに、市民の皆様のニーズに応える施策、そして新たな時代を見据えた将来につながる施策を確実に推進をまいります。

次に、令和5年度の予算の概要について御説明を申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、市税については、家屋や償却資産の増加による固定資産税の伸びを見込み、市税全体で前年比で約4.3%の増としております。

地方交付税につきましては、国の地方財政計画における地方交付税総額が前年度と比較して増となる見込みであります。市税の伸びを考慮し、前年度同額を計上しております。

歳出につきましては、社会保障関係経費に加え、世界的な物価高騰に伴う光熱水費の増などが見込まれるとともに、公共施設の整備等に経費がかかるほか、地域経済の活性化やデジタル化、脱炭素地域の推進などが課題となり、厳しい財政状況が続くものと予想されます。

このようなことから、予算編成方針の基本的な考え方として、将来世代に負担を先送りすることのないよう、引き続き健全な財政運営を継続するため、中長期的なコスト意識を持ち、より一層の収入の確保など財源不足の解消に向けて積極的に取り組む必要があるとし、可能な限り経費の見直しを行いながら、重点的な課題への新たな取組を進めることといたしました。その結果、令和5年度の一般会計予算は総額332億7,000万円で、前年度と比較しますと7億6,000万円、2.3%の増となります。特別会計予算については、国民健康保険特別会計をはじめとする4会計で予算総額は163億7,700万円であります。また、企業会計予算については、病院事業会計をはじめとする4会計で予算総額は103億6,690万9,000円であります。

なお、一般会計予算、特別会計予算及び企業会計予算を合わせた本市の令和5年度の予算総額は600億1,390万9,000円で、令和4年度と比較すると35億7,900万2,000円、率にして6.3%の増となります。

次に、令和5年度の重点プロジェクトの概要についての御説明を申し上げます。

まず、今年度の重点プロジェクトについてであります。

このような情勢を踏まえて、令和5年度は「未来に向けた笠間市づくり」を重点課題として掲げた上で、特に「子育て都市宣言」、「かさまち娘応援」、「台湾交流・深化」を重点プロジェクトとした施策を展開するとともに、引き続き、感染症や物価高騰へ機動的に対応し、持続する日常生活と地域経済の環境構築へ向けた取組を進め、さらには、農業、栗ブランド化の推進について強力に進めてまいります。

まず、一つ目のプロジェクトである「笠間まるごと子育て都市宣言」についてであります。

少子化が一層進む中で、子育ては親・家庭が担うものだけではなく、社会全体で子どもを育てるという意識と、その取組の強化が必要と考えます。そのため、子ども・子育ての中心となる民生費、教育費及び衛生費の関連予算総額については、前年度比約4億円の増額を図るなど、総合的に強化をいたしました。

子ども・子育てに関わる分野は多様であります。また、「笠間まるごと子育て都市宣言プロジェクト」として、大きな柱として「保健・医療・福祉環境」、「子育て・教育環境」、「文化・スポーツ・都市基盤」の三つの充実に向けた取組を推進をします。

具体的には、「保健・医療・福祉環境」においては、本市では、妊娠から子育て期における切れ目のない支援として、子育て世代包括支援センター、保健センター、こども育成支援センター、さらには市立病院などの体制を構築しながら、プレコンセプションケアから発達相談まで実施をしております。また、オンラインでの予約、相談などサービスの向上策、公民連携での保育環境の向上策、さらには在宅での子育て支援策を継続して進めてまいります。その中で、医療福祉費支給制度の所得制限の完全撤廃や生殖補助医療費等助成、さらには1か月児健診の受診費用の助成といった新たな経済的な支援策を加えております。また、保育所・こども園・学校における医療的ケア児の受入れ体制の整備として、看護師の配置や訪問看護事業所への委託による看護師派遣、市立病院における医療的ケア児の看護に従事する人材の養成等も進め、安心できる子育て環境のさらなる向上を目指してまいります。

「子育て・教育環境」においては、子どもの能力向上に向けて、GIGAスクールをはじめとするICTの活用、英語力の向上、台湾との交流によるグローバル化、民間の教育力を活用した学習塾との連携、さらには市独自の教員の配置等も行いながら、教育力・教育環境のさらなる向上を進めてまいります。また、保育についても、保育士の確保をはじめ、施設における一時預かり事業や延長保育の実施などサービスの質の向上を図り、子育て支援を応援をしております。

同時に、経済面での支援策として、新たに小学校・中学校・高校等の進学時に、市内企業が再生したPETボトルの繊維を使用したエコランドセルのプレゼントをはじめ、中学

生の制服購入支援、高校等生活応援事業、さらには在宅で子育てを行っている方に対して在宅育児応援事業を新たに開始をいたします。また、第3子以降の給食費の無償化、材料費等の高騰に対する給食費負担軽減事業の実施に加え、学校給食へのオーガニック農産物の導入について、令和5年度は北川根小学校をモデル校として実施するなど、将来の地域産業の成長も目指した取組を実施をまいります。

これらの教育環境の向上に資する取組は、現在も進めている大学や企業等との連携による人材育成・確保事業と連動していくことで、将来の定住人口の維持、増加を目指してまいります。

次に、「文化・スポーツ・都市基盤」においては、地域全体での子育てを進める上で、かさま子ども大学、笠間志学、寺子屋、スナッグゴルフ、スケートボード、さらにはスポーツ学童といった生涯学習とスポーツの双方における多様な取組を推進をまいります。

また、子どもや子育て世帯が暮らし、集う場の構築として、笠間ショッピングセンターポレポレ周辺のリノベーションについて、公民連携で研究を開始するとともに、あたご天狗の森公園のリニューアルに向けた整備を進めることで、地域全体における子育て環境の向上を目指してまいります。

次に、二つ目のプロジェクトである「女性活躍」についてであります。

本市のさらなる成長を目指す上で、多様な人材の活躍が欠かせないことから、いばらきダイバーシティ宣言に登録し、その実現に向けた取組を推進をまいります。その中で、本市では、笠間焼をはじめとして様々な分野で活躍する女性が多く存在し、地方創生の観点から女性が住みたくなるまちを目指した「かさまち娘事業」の実施などを行ってきました。

令和5年度は、「かさまち娘応援プロジェクト」として、まず、挑戦する女性を応援する伴走型ワンストップの相談窓口を産業経済部商工課に設置をいたします。また、市内で活躍する女性の紹介や各種支援制度に関する情報を掲載する「女性活躍応援サイト」を構築をまいります。

さらに、就職や仕事のスキルアップなど、女性の新たなチャレンジを応援するため、教育訓練の受講費用の一部を助成するとともに、市内での創業支援補助制度に女性枠を新設し、創業に向けた事業計画作成や経営に関する相談会を実施するなど、女性が地域で起業・活躍できるまちを目指してまいります。

次に、三つ目である「台湾交流・深化プロジェクト」についてでございます。

コロナ禍の中ではありましたが、2020東京オリ・パラ競技大会ホストタウンの登録を受けた交流や台湾バナナの購入による学校給食での提供、さらには「笠間の栗」の輸出など、「食」を通じた交流、地方創生をテーマとした相互交流、職員の派遣受入れなどを実施をいたしました。

笠間台湾交流事務所開設5周年の節目を迎える令和5年度は、関係機関と連携を一層深

めるため、笠間市訪問団を結成し、本年11月24日に台湾におけるセレモニーを開催をいたす予定でございます。これらの交流を相互の成長に結びつけるため、新たに教育をテーマとした大学との連携や台湾における「笠間の栗」のブランド化推進と輸出のさらなる拡大、さらには、台北市との自治体間交流・連携を推進してまいります。

また、5周年記念事業として、中学生の台湾派遣や市民・各種団体等を中心とする台湾訪問ツアーの造成、スナッグゴルフやプロ野球チームとの連携によるスポーツ分野の交流を拡大してまいります。

さらに、観光面の交流強化としては、茨城と台北を結ぶ定期便の再開や高雄市を結ぶチャーター便の就航を機に、現地旅行会社に対してインバウンドツアー造成の働きかけを積極的に行ってまいります。今後、様々な分野における台湾との相互交流を拡大・活発化することで、グローバル人材の育成や地域産業の活性化を目指してまいります。

次に、令和5年度の主要事業であります。

まず、脱炭素先進都市への挑戦についてであります。

本市では、2021年にゼロカーボンシティ宣言を行い、本格的な脱炭素社会の実現に向けた取組を開始しました。本年1月には、株式会社常陽銀行、常陽グリーンエネルギー株式会社と協定を締結するなど、取組を加速化させる体制の構築を進めるとともに、市民等に対し、環境に対する意識や環境に配慮した行動を促進しているところであります。

令和5年度は、エネルギーの地産地消の実現に向けて、発電・蓄電設備導入に係る補助を実施し、地域における再生可能エネルギー設備等の導入を促進してまいります。また、公用車におけるEV車やHV車の導入による電動化の推進や安居農業集落排水施設及び道の駅かさまにおける太陽光発電設備の先行設置、さらには、他の公共施設における脱炭素化に向けた再エネ・省エネの両面からの検討を進めるなど、公共領域における脱炭素化を推進してまいります。

さらに、今般2月17日には、脱炭素先行地域の選定に向けた、国にモデル地域の事業計画の提案を行ったところであり、今後、市民や事業者との連携の下、地域課題の解決につながる脱炭素の取組に挑戦し、脱炭素先進都市を目指してまいります。

次に、都市基盤の強化による魅力向上についてであります。

現在、県立中央病院周辺においては、朝夕の交通渋滞が日常的に発生しており、通勤通学時間帯における移動の円滑化や救急搬送時の安全性確保、さらには日常生活での移動性の向上といった観点から、当該エリア周辺の都市基盤のさらなる強化に向け、渋滞対策の重要性が高まっております。現在、市では、渋滞を緩和するための新たな道路のルート選定を進めているところであります。

令和5年度は、JR常磐線をまたぐ橋りょうの設計や各種測量調査を実施するとともに、地域住民説明会を開催し、御理解、御協力をお願いしてまいります。今後、関係機関との協議を経ながら、本路線の早期着手・早期実現を目指し、渋滞対策の強化を図ってまいり



ます。

さらに近年、住宅開発や商業施設の立地等、宅地開発が活発な旭町地内を通る市道（友）1級9号線においては、商業施設等への進入の際や信号がある交差点において右折レーンの設置がないことなどから、交通量の多さと相まって慢性的な渋滞の発生が見られます。一方で、現道の限られた道路幅員の中で渋滞緩和に資するハード的な対策を講じることは困難であるといった状況もございます。

こういう状況を踏まえて、令和5年度においては、迂回路として利用される周辺道路について道路拡幅や隅切りの整備、舗装修繕等を実施し、市街地における生活道路環境の改善による安心・安全で快適な市街地を形成してまいります。

次に、踏切安全対策強化についてであります。

市では、本年1月6日に第3小原踏切において発生した踏切事故を受け、市内38か所の踏切付近の道路状況について緊急点検を行うとともに、緊急に安全対策を講じる必要がある箇所の整備について、1月20日の笠間市議会臨時会において市議会の皆様の御承認をいただいたところであり、現在、関係工事を発注し、一部、踏切前の停止位置を後退させたところがございます。

令和5年度においては、次の対策としまして、地元住民の理解を得ながら第3小原踏切における踏切への進入道路の2か所の拡幅工事や他の踏切14か所の道路管理対策を実施し、通行の環境改善を図るなど踏切周辺における安全対策を強化してまいります。

次に、市道及び法定外道路等の生活道路の舗装整備についてでございます。

これまで、原則、道路幅員が4メートル以上となる道路を対象に整備を進めてまいりました。また、所定の幅員が確保できない道路については、一定の基準を設けて進めてきましたが、区長を通じた地域住民からの要望に一層応えるとともに、道路通行の安全性の確保の観点から、令和5年度より整備基準を見直すことで市民の生活基盤の向上を図るものであります。

具体的には、整備対象区域の拡大や整備の対象となる道路幅員、さらには道路利用実態に関する基準を緩和することで地域の実情に応じた整備を実施してまいります。また、令和5年度から新たに私道舗装等に係る工事費に対する助成制度を創設いたします。一定の要件を満たした私道については、地元の皆さんが舗装等の整備を自ら行う場合、市が工事費の約9割を助成いたします。地域住民の主体性の醸成やコスト面の負担軽減の観点から、従来制度を大きく見直すことで生活基盤の環境改善を進めるものであります。

次に、新たな産業拠点整備の加速化及び企業誘致の推進についてであります。

まず、企業立地につきましては、茨城中央工業団地（笠間地区）において、これまで10社が進出し、令和5年3月には製造業1社が操業するほか、複数の企業が現在、設備投資を進めており、令和5年度中には10社全ての操業が予定されております。これに伴い、500名程度の雇用が生まれる見込みであり、地域への様々な面での相乗効果が期待される

ところであります。また、当該用地の隣接地においても物流企業が拠点施設を建設し、操業を開始するなど周辺エリアの開発の拡大が見込まれる状況ともなっております。

こうした状況を踏まえ、令和5年度は、茨城中央工業団地（笠間地区）の残りの区画約30ヘクタールをはじめ畜産試験場跡地等への企業立地に向けて、県と連携した誘致活動に取り組むとともに、地域経済の活性化を図ってまいります。

次に、安居工業団地につきましては、常磐自動車道岩間インターチェンジや岩間工業団地に近接する利便性を生かした土地利用を促進するため、平成24年3月に用途地域を工業地域に変更するとともに、地区計画を策定したエリアでございます。

また、近年、茨城中央工業団地の企業立地が進むと同時に、岩間インターチェンジ周辺においても、令和3年から令和5年1月までの約2年間で8社の物流業を中心とした企業による開発申請が見込まれるなど、本地域への需要が高まっているところでございます。

こうした状況を踏まえ、安居工業地域における道路等の基盤整備について、令和5年1月20日の臨時会において承認を得た前倒し予算の早期執行を含め、令和5年度から工事に着手するとともに、引き続き用地買収や測量調査を行うなど、整備を加速をさせてまいります。また、地権者会と連携した企業誘致を推進するなど、新たな産業拠点の形成による地域経済のさらなる活性化を図ってまいります。

次に、産業振興における所得向上についてでございます。

まず、「笠間の栗」ブランド戦略については、笠間市は御案内のとおり、経営体数、栽培面積ともに全国1位である栗の産地として多くのマスメディアに取り上げられ、市内外における「笠間の栗」の認知度は大きく向上しております。市内外の和洋菓子店や飲食店において「笠間の栗」を使用した商品が多く提供されており、中でも各店舗の個性的なモンブランが注目を集めております。

令和5年度は、さらなる市場の拡大に向けて、笠間市農業公社や民間事業者と連携をしながら、モンブランに続く新たな注目商品の開発を進めています。また、生産面積を拡大する上で課題となる栗の収穫についても、実験圃場の提供を含めた民間との収穫機械の開発などにも取り組んでまいります。さらに、「笠間の栗」を使った商品の材料となる栗ペーストや渋皮煮・甘露煮の安定した供給体制の構築に向けて、原料である「笠間の栗」の集荷体制の強化や生産性の維持・向上に重点を置いた支援、さらには加工事業者の支援についても引き続き実施をしてまいります。また、良質な「笠間の栗」の商品が提供できるよう殺虫薬剤からの脱却に向け、コールドチェーンによる販売・流通を確立するため、関係機関と連携を図ってまいります。

また、「儲かる笠間の栗産地づくり協議会」を中心に、戦略的なPR活動を展開するとともに、JR系列ホテルと引き続き連携をすることで、新たな販路開拓や商品提供を進めてまいります。原料となる栗の生産量や品質の向上、加工品の安定供給に向けた剪定講習会や、むき手マイスター養成講座の充実化による技術継承も取り組むなど、ブランド化を

一層強化し、「笠間の栗」産業の持続的発展を目指し、所得向上につなげてまいりたいと思います。

次に、新規就農者等への支援についてであります。

次世代を担う新規就農者の安定的な経営を図るため、就農に必要な機械・施設等の導入や経営開始資金を支援してきたことで、令和3年度までの過去5年間において新たに72人の方が就農しております。

令和5年度の新たな取組としましては、就農開始に当たり機械等の導入が簡易にできるよう中古農機具等を取り扱う事業者と連携した支援を行ってまいります。また、認定農業者等においても、経営基盤強化のために必要とする農業機械等の整備、地域の担い手農家への農地の集積など、持続可能な農業経営に対して支援を行うことで、担い手の確保と同時に農家所得の向上につなげてまいります。

次に、笠間市産米・ブランド化の推進についてでございます。

現在、主食用米については、食の多様化や人口減などにより需要が減少し、米価が下落している状況にあります。そのため、米の高付加価値化やブランド化に向けて、米コンテストに参加し高評価を目指すなど、意欲ある個人や団体または法人に対して販売強化に対するブランディングを支援し、高価格販売につなげ、稲作農家の所得向上を図ってまいりたいと思います。

次に、笠間市産米の消費拡大についてであります。

これまで、学校給食における笠間市産コシヒカリの提供に加え、今月2日から、笠間市産の米を使った米粉パンについて、月1回、学校給食での提供をスタートいたしました。令和5年度についても、全ての小中学校において、米粉パンの提供を計画してまいります。また、米粉を使った麺や和洋菓子などパン以外の加工品の可能性を探るなど、笠間市産米の消費拡大を図ってまいります。

次に、学校給食における有機食材の提供についてでございます。

将来を担う子どもたちの健やかな成長、食を通じた地域理解の促進、さらには地場農産物の振興拡大に向け、より安心安全なオーガニック給食を提供してまいります。

令和5年度は、地産地消を前提に提供する食材の供給量の確保に向けて、生産者を対象としたオーガニック給食推進に関する説明会を開き、有機栽培に取り組む意欲ある生産者の拡大を図ってまいります。

また、北川根小学校をモデル校として、1年を通して有機米や特別栽培米、有機野菜を提供するとともに、子どもや保護者の有機農産物に対する理解を深めていただくため、有機農産物の生産者との交流給食を実施いたします。これらの取組を通じてしっかりと効果検証を行いながら、次年度以降の提供拡大へとつなげてまいりたいと思います。

次に、交流拠点の再生による魅力向上についてであります。

まず、笠間クラインガルテンについてであります。

当施設は、都市農村交流、観光農業、地域振興を目的に平成13年にオープンいたしました。これまで施設維持の観点から必要な修繕等を行ってまいりましたが、以来20年以上が経過する中で、老朽化の進行に伴ってさらなる修繕の必要性が生じております。令和5年度においては、現在進めている老朽化状況調査の結果を基に、ライフサイクルコストを考慮した修繕等に係る実施設計を行ってまいります。

また、施設運営に関しては、より民間のノウハウを生かした運営が期待される公民連携体制への令和6年度移行に向け、新たな利用者の確保、地域資源の活用、事業収益性などの検討を行い、事業提案の募集等に向けた協議並びに諸手続を進めてまいります。

次に、あたご天狗の森公園の休憩施設や遊具等は建設から約20年が経過し、老朽化が課題となっております。一方で、愛宕山は、森林浴、ハイキング、グランピングリゾートとして注目されていることから、愛宕山地域全体の活性化を図ることを目的に、眺望や自然環境を生かした公園のデザインリノベーションを行うものであります。

コンセプトは、心も体も切り替わる中継地点A T A G O S W I T C Hとしまして、既存の休憩施設やローラー滑り台、樹木の魅力などの公園の特性を生かした改修をいたします。施設は、ユニバーサルデザインに配慮し、飲食を販売するスペースや眺望を楽しみながら食事ができる展望デッキを増築するほか、公園斜面には、子どもも大人も楽しめる自然に溶け込むようなアート遊具やウッドデッキなどを配置し、令和6年4月のリニューアルオープンを目指し、施設整備を進めてまいります。

次に、笠間焼の展示・販売等の拠点である笠間工芸の丘は、開業から24年が経過した中で、施設の老朽化をはじめ、運営面・機能面での課題が生じていることから、今回の大規模改修に合わせてこれまでの機能を見直すとともに、経営面の強化につながる改修を行ってまいります。施設改修方針の前提として、ユニバーサルデザインを取り入れ、誰にでも優しく利用しやすい施設となるよう配慮をしてまいります。

また、笠間市出身の彫刻家で、日本芸術院会員で茨城県美術展覧会会長である能島征二氏より寄贈の申出があった彫刻作品27体を展示するギャラリーを設置するなど、笠間工芸の丘の芸術性をさらに高めるとともに、芸術文化の交流拠点としての役割を一層強化をしてまいります。

さらに、笠間芸術の森公園や県陶芸美術館も含めたエリア全体の「食」を提供できるカフェ・レストランも、現在のカフェラウンジの南側に設置するなど、収益の中核を担う事業にも取り組んでまいります。令和5年度から、センタープラザやふれあい工房等の改修工事を進めると同時に、地元食材を使った食事メニューの開発や新たな工芸の丘の事業計画の検討を進め、令和6年10月に施設の一部をオープンし、令和7年4月の完全リニューアルオープンを目指してまいります。

次に、スポーツシティかさまの推進強化であります。

まず、笠間スポーツコミッションの取組についてであります。

昨年は、市出身選手の世界レベルでの活躍や新たな市内プロスポーツチームの誕生などスポーツに関する話題が数多くありました。令和5年度においても、これらの機運の高まりを逃すことなくスポーツコミッションの体制強化を図るとともに、その役割を果たしてまいりたいと思います。

まず、各種大会誘致については、ムラサキパークかさまを会場に「県知事杯スケートボード大会」や「BMX大会」について、令和5年度も継続開催してまいります。また、本年4月には、スケートボードの2大イベントで、来年のパリオリンピックの選考も兼ねた「日本オープン」の開催が当パークで予定されるなど、年々注目を集めるアーバンスポーツ大会等の誘致・普及に積極的に取り組み、スポーツによる地域への波及効果を一層高めてまいりたいと思います。

また、東京オリンピックレガシーとしてパラスポーツの普及促進にも取り組むとともに、子どものスポーツ意欲を促進し、基礎運動能力の向上にもつながる「スポーツ学童」を有料で引き続き実施してまいります。さらに、スポーツ指導者や経験者などの人材確保を図り、各種のスポーツ教室の開催や市民の需要に対応できる体制づくりにも取り組んでまいります。

次に、部活動の地域移行に向けた取組としましては、令和5年度に教育委員会学務課に「部活動総括コーディネータ」を新規1名を配置し、地域移行の受皿となるスポーツ団体や文化団体等と中学校をつなぐ役割を担うとともに、関係機関や団体等との連携、連絡調整や学校に対する指導・助言を行ってまいります。

次に、「第2回いばらき県央スポーツフェスティバル」を笠間市で開催をいたす予定でございます。このスポーツフェスティバルは、県央地域9市町村による連携中枢都市圏構想推進事業の一つとして実施するもので、圏域内のスポーツ振興を図るため、圏域内に拠点を置くトップアスリートの皆さんによる基礎運動等の体験教室やミニゲームなどを実施するものであります。

市では、市総合公園をメイン会場に、「茨城アストロプラネッツ」や「茨城BACKBONE」の市内のプロスポーツチームと連携し、県央地域の子どもたちにトップアスリートと触れ合い・交流するといった、子どもたちの記憶に残る貴重な体験の場を提供してまいります。

次に、かさま陶芸の里ハーフマラソン大会の新コースへの変更についてでございます。

本大会は、平成25年第8回大会より公認コースとして10回・10年にわたり開催をしてまいりました。コロナ禍にあって、令和2年の第15回大会では、日本最大のマラソンエントリーサイトのハーフマラソンの部で日本一の評価をいただくなど、一定の実績を積み重ねてきたところであります。

10年目の節目を迎えた今、本大会について、ランナーと観客のさらなる満足度の向上に向け、令和5年度の第18回大会から新コースに変更をいたします。新コースについては、

例年、沿道観客数が多い笠間門前通り等の市街地を多く周回するようなコースとして、地域の活性化につなげてまいります。今後、日本陸上競技連盟の公認コースを目指し、申請に向けた検討準備を進めてまいります。

次に、笠間版デジタル田園都市構想の推進についてであります。

地域での暮らしと持続的な地域経済環境の構築を図ることが喫緊の課題となる中で、デジタル技術の活用による市民生活サービスの向上を図るスマートシティの形成と笠間版デジタル田園都市構想を推進します。

福原地区をモデル地区とした取組としては、運用を開始した「地域生活アプリ」を活用しながら、ヘルスケアをテーマとして、新たに日常の健康管理とイベントを組み合わせた事業を展開するとともに、引き続きオンラインと対面の双方によるスマートフォンの利用支援などを継続実施をいたします。また、地域の移動に関する課題解決に向け、昨年運用実験を行った遠隔サービスシステムと一体型の「動く市役所」の本格導入など、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した取組を推進してまいります。

同時に、スマートシティの形成に向け、デマンドタクシーかさまや、かさまCYCLINGのサービス向上にもつながるデータ連携の推進や生涯活躍のまちを目指したコミュニティモデルの形成など、公民連携による取組を推進をいたします。

次に、デジタルトランスフォーメーションの推進についてであります。

急速に進展するデジタル社会の対応として、市はこれまで、デジタル支所開設に合わせた各種手続のオンライン化やマイナンバーカードの普及促進、引越しワンストップサービスへの対応、さらにはデジタルディバイド対策などに取り組んでまいりました。

マイナンバーカードの現在の申請率は75.2%であり、さらなる普及に向けた取組が必要となっております。これまで実施してきた商業施設や企業等への出張申請に加え、「動く市役所」による地域での移動申請受付を実施してまいります。

さらに、新たな笠間市第2次デジタル・トランスフォーメーション推進計画がスタートをいたします。デジタル技術を活用した業務効率化や行政サービスの企画立案、関係部署との連携・調整できるデジタル人材の育成を進めてまいります。また、道路台帳や上下水道台帳、用途地域図などが自宅や事務所などから閲覧できる公開型GISの利用を開始してまいります。

さらに、2月22日よりマイナンバーカード交付予約専用ダイヤルにおいて実証実験を開始したAI電話応答システムについて、今後の運用状況等の効果検証を行うとともに、本システムの他業務への展開を検討し、市民サービスの向上や事務の効率化につなげてまいります。

国の新しい制度への対応としまして、10月から始まるインボイス制度に合わせたシステム改修や住民基本台帳や税情報などの基幹系システムにおいて国が主導する統一・標準化基準に適合した情報システムへの令和6年度の移行を目指して、本格的な調査、分析に取

り組んでまいります。

以上、令和5年度の市政運営について、所信の一端と主要施策の概要について述べさせていただきます。

結びに、冒頭にも申し上げましたように、全世界を巻き込んだ感染拡大から4年目となる新型コロナウイルス感染症対策が、今春、大きな転換点を迎えることとなります。

我々には、これまでの困難な日常を乗り越えてきた気概と知恵と経験がございます。市を取り巻く様々な課題の解決に向けて果敢に挑戦し、笠間の未来をつくるため、市議会議員各位並びに市民の皆様と真摯に議論を交わし、市政運営に取り組んでいく決意でありますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

さて、今定例会の提出案件は、法令等に基づく報告事項のほか、専決処分の承認を求めることについての報告が1件、人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての諮問案件が4件、笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについてをはじめとする議案が44件でございます。それぞれの議案等につきましては、後ほど詳しく説明申し上げますので、何とぞ慎重なる審議の上、議決、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大関久義君） ここで、11時15分まで休憩いたします。

午前11時04分休憩

---

午前11時15分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

17番西山 猛君が退席いたしました。

---

#### 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（大関久義君） 日程第6、選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本件は、任期満了に伴い、広域連合規約第8条第1項の規定により、議員の中から1名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、12番田村泰之君を指名いたします。  
お諮りいたします。

ただいま指名いたしました田村泰之君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました田村泰之君が当選されました。

当選されました田村泰之君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

---

#### 委員会提出議案第1号 笠間市議会個人情報保護条例について

○議長（大関久義君） 日程第7、委員会提出議案第1号 笠間市議会個人情報保護条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営副委員長益子康子君。

〔議会運営副委員長 益子康子君登壇〕

○議会運営副委員長（益子康子君） 委員会提出議案第1号 笠間市議会個人情報保護条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、個人情報保護法の改正に伴い、市の実施機関から議会が除外されることから、新たに本条例の制定を提案するものであります。

以上、会議規則第14条第2項の規定により、議会運営委員会から提案をいたしますので、議員各位におかれましてはよろしく賛同を賜りますようお願い申し上げます。

説明といたします。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託がありませんので、これより討論に入ります。



石井 栄君。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 14番日本共産党の石井 栄です。委員会提出議案第1号 笠間市議会個人情報保護条例について、反対の立場で討論いたします。

本条例の提案理由には、本案は、個人情報保護法の改正に伴い、笠間市議会個人情報保護条例を制定する必要性が生じたため提出するものでありますと、このように提案理由では述べております。

そこで、個人情報保護法の改正に伴いということで、個人情報保護法はどういう問題点があるか、その一つは、行政機関と匿名加工情報の作成、提供を定めており、民間研究機関等に提供し、商品開発やサービス提供に役立てられると、また、これについて特定の個人を再識別できないよう対策が取られているとされておりますが、専門家からこの点について疑問も出されており、信頼性は低いものと考えます。この点については、令和5年4月の導入時にはこの件の導入を見送るとしておりますけれども、都道府県政令指定都市では4月から導入予定であり、ほかの市町村においても導入時期が少し遅れるだけで導入が見込まれているものとされております。また、個人情報の扱いに関して、本人の同意権が極めて不十分なものであります。そのほかありますけれども、問題点を指摘いたします。よって、個人情報保護という名前にはそぐわないものと、このように考えます。

よって、この条例案について、反対をいたします。議員の皆様方には、御理解と御賛同をいただきまして反対していただきたくお願い申し上げまして、反対討論といたします。以上です。

○議長（大関久義君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） これより採決いたします。

反対討論がありましたので、この採決は、採決システムにより行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか御確認ください。

確認漏れはございませんか。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（大関久義君） 採決を確定いたします。

投票総数19、賛成16、反対3であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定め和解することについて）

○議長（大関久義君） 日程第8、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

(損害賠償の額を定め和解することについて)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

[市長 山口伸樹君登壇]

○市長(山口伸樹君) 報告第1号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

この報告は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした損害賠償の額を定め和解することについて、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長(大関久義君) 総務部長後藤弘樹君。

[総務部長 後藤弘樹君登壇]

○総務部長(後藤弘樹君) 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

今回の損害賠償の額を定め和解をすることについては、令和4年1月17日に発生した交通事故について専決処分をしたものでございます。

事故の概要でございますが、職員が運転する公用車が、笠間市下郷地内で一時停止の義務のある交差点に一時停止せず進入し、左方より走行してきた相手方車両に衝突し、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額でございますが、責任割合は市側90%、相手側10%とし、市は相手側へ230万2,576円を支払ったものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(大関久義君) これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大関久義君) 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大関久義君) 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大関久義君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

---

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

○議長（大関久義君） 日程第9、諮問第1号から諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 諮問第1号から諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについては、関連しておりますので一括して提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて候補者を推薦し、法務大臣が委嘱するもので、本市におきましては、現在13名が人権擁護活動に取り組んでおります。本諮問は、多川伸子氏、仲村春美氏、菅谷光男氏、藤枝泰文氏の任期満了に伴い、4氏を再度推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号から諮問第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、諮問第1号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、諮問第2号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、諮問第3号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、諮問第4号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

---

議案第2号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

議案第3号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

議案第4号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

議案第5号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

議案第6号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

○議長（大関久義君） 日程第10、議案第2号から議案第6号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについての5件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第2号から議案第6号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、笠間市政治倫理条例第10条第1項の規定により設置する笠間市政治倫理審査会の委員について、専門的知識を有する委員として高橋 上氏、安 隆之氏の2名、また、公募による委員として、倉谷秋男氏、鈴木 茂氏、富田秀子氏の3名、合わせて5名を選任いたしたく、同条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をしたいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第2号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第3号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第4号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第5号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第6号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

---

### 議案第7号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第11、議案第7号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第7号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、令和5年度の組織機構の改編に伴い、関係する条例に関し、所要の改正をするものであります。

内容につきましては市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

〔市長公室長 金木雄治君登壇〕

○市長公室長（金木雄治君） 議案第7号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、令和5年度の行政組織機構の改編に伴いまして、関係条例6件を一括して所要の改正をするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

4ページを御覧ください。

初めに、笠間市行政組織条例の改正でございます。

第2条、部の設置において、政策企画部及び環境推進部を追加し、市民生活部を削除いたします。

4ページから6ページを御覧ください。

第3条、部の事務分掌において、それぞれの部の事務分掌を変更するものです。

7 ページを御覧ください。

笠間市総合計画審議会条例の改正でございます。

第9条、庶務において、審議会の庶務を所管する部署を、市長公室から政策企画部に変更するものです。

8 ページを御覧ください。

笠間市環境基本条例の改正でございます。

第34条、庶務において、審議会の庶務を所管する部署を、市民生活部から環境推進部に変更するものです。

9 ページを御覧ください。

笠間市交通安全対策協議会設置条例の改正でございます。

第7条、事務局において、協議会の事務を所管する部署を、市民生活部から総務部に変更するものです。

10 ページを御覧ください。

笠間市議会委員会条例の改正でございます。

第2条、常任委員会の所管、第2項、第1号、総務産業委員に委員会の所管において政策企画部及び環境推進部を追加し、市民生活部を削除いたします。

12 ページを御覧ください。

笠間市が設置する一般廃棄物処理施設に関わる生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の改正でございます。

第6条、意見書の提出先及び提出期限において、意見書の提出先とする部署を、市民生活部から環境推進部に変更するものです。

3 ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は、令和5年4月1日から施行するをいたしております。

以上で議案第7号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第 8号 笠間市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第 10号 笠間市職員の高齢者部分休業に関する条例について

○議長（大関久義君） 日程第12、議案第8号 笠間市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第10号 笠間市職員の高齢者部分休業に関する条例についての3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第8号 笠間市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第10号 笠間市職員の高齢者部分休業に関する条例については、関連しておりますので一括して提案理由を申し上げます。

これらの議案は、地方公務員法の一部改正に伴い関係条例についての所要の整備を行うものであります。

内容につきましては市長公室長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

〔市長公室長 金木雄治君登壇〕

○市長公室長（金木雄治君） 議案第8号から議案第10号までの御説明をさせていただきます。

初めに、議案第8号 笠間市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職上限年齢制などの導入するに当たり、所要の改正をするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

17ページを御覧ください。

第1条、趣旨において、地方公務員法に規定する定年前再任用短時間勤務制及び管理監督職上限年齢制などを定めるものでございます。

18ページを御覧ください。

第3条、定年において、全ての職員の定年年齢を60歳から65歳へ引き上げるものとします。

第4条、定年による退職の特例において、定年による退職の特例といたしまして、管理監督職を占めている職員は最大3年間、管理職として引き続き勤務することができることを定めるものでございます。

19ページを御覧ください。

第1項第1号から第3号において、定年退職後も引き続き勤務できる職務を定めるものでございますが、こちらに管理監督職を占める職員を加えるものでございます。

20ページも併せて御覧ください。

第2項につきまして、引き続き勤務できる期限の起算日、第4項では延長した勤務時間を短縮する場合の対象職員を定めております。

21ページも併せて御覧ください。

第6条、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職において定年に達した職員は、管理監督職から降任となることを定めるものでございます。第1号で管理職手当が支



給される職員、第2号で守衛など単純な労務で雇用される職員、第3号でこれらに準ずる者と任命権者が定める職員とするものです。

第7条、管理監督職勤務上限年齢において管理監督職として勤務できる期限を60歳までと定めるものとございます。なお、管理監督職として引き続き勤務する場合は64年を超えない範囲としております。

21ページから23ページを御覧ください。

第8条、他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準において、第1号では人事評価など勤務状況等も踏まえた降任等を行うことを、第2号ではでき得る限り上位の職制に降任することを、第3号では管理監督職が複数所属する場合には降任前の職制の順位を考慮して降任することを定めております。

23ページから26ページを御覧ください。

第9条、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例において、管理監督職勤務上限年齢制によらず管理監督職として勤務の延長が可能となる職務を定めております。第2項第4項では、勤務の延長期間を定めております。

27ページを御覧ください。

第10条、特定管理監督職務による任用において、職務が相互に類似する複数の管理職を降任や転任する場合には、人事評価や人事計画等により公正に判断することを定めております。

第11条、異動期限の延長に関わる職員の同意において、特定管理監督職員の降任をする場合には職員の同意が必要であることを定めております。

第12条、異動期間の延長事由が消滅した場合の措置において、延長期間中に延長の事由が消滅した場合には他の職に降格等を行うことを定めております。

28ページを御覧ください。

第13条、定年前再任用短時間勤務職員の任用において、定年前再任用短時間勤務職員の任用については、従前の実績を踏まえた選考により常勤職員と比較して短時間の勤務で採用することを定めております。

29ページも併せて御覧ください。

第14条において、一部事務組合等の職員の定年前再任用短時間勤務職員として採用を定めております。

29ページから31ページを御覧ください。

附則でございますが、第3項、定年に関する経過措置において、令和5年4月から令和13年3月の期間で、61歳から64歳まで段階的に定年を引き上げることを定めております。

第4項において、改正前の本条例で規定される笠間市立病院医師等は、経過措置期間中も従前どおり65歳の定年と定めております。

第5項において、職員が60歳に到達する前年度に60歳以降の任用、給与、退職手当制度

などに関する情報を提供し、60歳以降の勤務の意思を確認する制度を定めております。

9ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、本条例は、令和5年4月1日から施行するとしております。

以上で議案第8号の説明を終わります。

続きまして、議案第9号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正による職員の定年引上げに伴い、関係条例9件を一括して所要の改正をするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

11ページを御覧ください。

初めに、笠間市職員定数条例の改正でございます。

第2条、職員の定数において、定年の引上げなどを踏まえ、職員の定数について改正するものでございます。

12ページ、13ページを御覧ください。

笠間市職員の公益的法人への職員の派遣等に関する条例の改正でございます。

第2条、職員の派遣、第2項、第5号並びに第10号において、管理監督職員としての職務が延長された職員は、公益的法人に派遣することができないことを定めるものでございます。

14ページを御覧ください。

笠間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正でございます。

第3条、任命権者の報告事項において、運営条項の公表に定年前再任用短時間勤務職員を加えるものでございます。

15ページを御覧ください。

笠間市職員の懲戒手続及び効果に関する条例の改正でございます。

第4条、減給の効果において、10分の1の減給となる懲戒処分において減ずるべき金額が10分の1相当額を超えた際には当該額とすることを定めるものでございます。

16ページから20ページを御覧ください。

笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び笠間市職員の修学部分休業に関する条例の改正でございます。両条例ともに、再任用短時間勤務職員から新たな定年前再任用短時間勤務職員に変更するものでございます。

21ページ、22ページを御覧ください。

笠間市職員の育児休業等に関する条例の改正でございます。

第2条、育児休業をすることができない職員及び第9条、育児短時間勤務をすることができない職員において、管理監督職上限年齢の特例を受けている職員は、育児休業及び育児短時間勤務をすることができないことを定め、第17条、部分休業をすることができない職

員及び第18条、部分休業の承認において、定年前再任用短時間勤務職員は、育児部分休業をすることができないことを定めております。

23ページから34ページを御覧ください。

笠間市職員の給与に関する条例の改正でございます。

再任用短時間勤務職員から定年前再任用短時間勤務職員に変更となるため、条文の廃止や変更を行うものでございます。

35ページから38ページを御覧ください。

附則でございますが、第16項において、60歳に達した職員の月額を取扱いを60歳前に支給された給料の7割と定めるものでございます。

第17項においては、前項の給与の取扱いを適用しない職員を定めております。

第18項及び第19項においては、管理監督職上限年齢制が適用される職員については、降任後の給料が7割水準となるよう差額相当額を支給するものを定めております。

第20項及び第21項においては、60歳に達した一般職員が第16項で定める60歳以前の給料の7割水準と均衡が取れない場合には、差額相当額を支給することを定めております。

38ページから78ページは、再任用短時間勤務職員を新たな定年前再任用短時間勤務職員に改正するものでございます。

79ページを御覧ください。

笠間市職員の旅費に関する条例の改正でございます。

第1条、趣旨において、旅費の支給対象とならない非常勤勤務職員の規定から除外される職員を再任用勤務職員から定年前再任用短時間勤務職員に改正するものでございます。

7ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、本条例は、令和5年4月1日から施行するとしております。

以上で議案第9号の説明を終わります。

続きまして、議案第10号 笠間市職員の高齢者部分休業に関する条例について御説明申し上げます。

本案は、職員の定年引上げによる高齢期職員の多様な働き方を進めるため、地域ボランティア活動などの地域貢献活動や家族等の看護などを行うなどに伴い、定年退職前の高齢者部分休業の導入に当たり必要な事項を定めるものでございます。

2ページを御覧ください。

条例の構成につきましては、第1条で、条例の趣旨として職員の高齢者部分休業に関し、必要な事項を定めるものとしております。

第2条で、休業の承認として承認時間、年齢等を定めております。

第3条で、休業取得中の給与、

第4条で、休業承認の取扱いとして休業時間の短縮、第5条で、休業時間の延長について定めるものでございます。

3 ページを御覧ください。

附則でございますが、第1項で、この条例は、令和5年4月1日から施行するとしております。

第2項で、高齢者部分休業を取得する職員のため、必要に応じ任期付短時間勤務職員も採用できるようにするものです。

第3項で、高年齢と定める年齢を定年延長の経過措置に合わせ休業取得を定年5年前から段階的に措置するものとしてしております。

以上で議案第10号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

---

### 議案第11号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第13、議案第11号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第11号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年人事院勧告及び茨城県人事委員勧告に準じて職員の給与を改定するため所要の改正をするものであります。

内容につきましては市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

〔市長公室長 金木雄治君登壇〕

○市長公室長（金木雄治君） 議案第11号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、人事院及び茨城県人事委員会において、給料表、期末勤勉手当の引上げが勧告されたため、これらに準じて0.1月、または0.05月引き上げるものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

62ページを御覧ください。

笠間市職員の給与に関する条例第21条、勤勉手当において、令和4年12月支給期の勤勉手当の支給割合を一般の職員につきましては現行の100分の95から100分の105へ、課長級以上の職員である特定幹部職員を100分の115から100分の125へ、再任用職員のうち一般職員につきましては100分の45から100分の50へ、再任用のうち特定幹部職員を100分の55から100分の60へ引き上げるものでございます。

次の63ページから95ページは、国等と同様に給料表を引き上げるものでございます。  
96ページを御覧ください。

第21条、勤勉手当、第2項において、令和4年12月支給期の支給割合を100分の10または100分の5に引き上げました勤勉手当につきまして、人事院勧告に準じて令和5年以降、6月支給期と12月支給期に均等に配分するものでございます。

一般の職員につきましては100分の105から100分の100へ、課長級以上の特定幹部職員につきましては100分の125から100分の120へ、再任用職員のうち一般職員につきましては100分の50から100分の47.5へ、再任用職員のうち特定幹部職員は100分の60から100分の57.5へ改正するものでございます。

次に、97ページ、98ページを御覧ください。

笠間市の特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例につきましては、一般職と同様に特別職の令和4年12月支給期の期末手当を引上げ、令和5年度以降の配分を見直すものでございます。

98ページの附則第24項は、市長の給料について、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、条例に規定された額の100分の10に当たる額を減額するものでございます。

99ページ、100ページを御覧ください。

笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例につきましては、任期付職員の令和4年12月支給期の期末手当の引上げ、令和5年以降の配分を見直すものでございます。

101ページから106ページを御覧ください。

笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきましては、常勤職員と同様に給料表の引上げを行うものでございます。

60ページ、61ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、第1項から第3項において、本案の施行日、適用日を定めております。常勤勤務の給料表の引上げにつきましては、令和4年4月1日から適用いたします。令和4年12月支給期の勤勉手当の引上げにつきましては、令和4年12月1日から適用いたします。令和5年度以降の勤勉手当の配分の見直しにつきましては、令和5年4月1日から施行いたします。

附則第4項につきましては、改正前の規定により支払われた給料を、改正後の規定により支払われる給与の内払いとするものであります。

以上で議案第11号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後零時01分休憩

---

午後1時01分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで市長公室長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長公室長金木雄治君。

○市長公室長（金木雄治君） 議案第7号 笠間市行政組織条例等の一部を改正する条例について、議案の修正をお願いいたします。

新旧対照表の4ページですが、第2条部の設置の改正案において、第7号都市計画部となっておりますが「都市建設部」の誤りでございます。誤植でございますので、データの差し替えをもって議案の差し替えとさせていただきます。

大変申し訳ございませんでした。

---

議案第12号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第14、議案第12号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第12号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、人事院規則の規定に準じて特殊勤務手当の支給に関し、所要の改正をするものであります。

内容につきましては市長公室長から説明させますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

〔市長公室長 金木雄治君登壇〕

○市長公室長（金木雄治君） 議案第12号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

特殊勤務手当の一つである夜間看護手当については、市立病院に勤務する看護師等が深夜に看護等の業務に従事したときに支給するものでございます。現在、専門性を有し、特殊な勤務時間となる看護師等の医療従事者の人材確保はますます困難を極めております。本案はそのような中、地域医療体制を維持するため、看護師等の待遇面の見直しを行い、人材を確保する必要があるとの考えから、人事院規則の規定に準じ、夜間看護手当を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

3ページを御覧ください。

第10条、夜間看護手当第1項において、深夜の定義を午後10時から翌日の午前5時までとするものでございます。

第2項は、夜間看護手当の額は、その勤務1回につき3,550円を超えない範囲内において規則で定める額としていたものを、その勤務1回につき7,300円を超えない範囲内において支給するといたします。

2ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は、令和5年4月1日から施行するとしております。

以上で議案第12号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第13号 笠間市個人情報保護法施行条例について

議案第14号 笠間市情報公開条例等の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第15、議案第13号 笠間市個人情報保護法施行条例について及び議案第14号 笠間市情報公開条例等の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第13号 笠間市個人情報保護法施行条例について及び議案第14号 笠間市情報公開条例等の一部を改正する条例については、関連しておりますので一括して提案理由を申し上げます。

これらの議案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、関係条例について所要の整備を行うものであります。

内容につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 議案第13号 笠間市個人情報保護法施行条例について及び議案第14号 笠間市情報公開条例等の一部を改正する条例について説明申し上げます。

令和3年5月に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が成立したことに伴い、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月から改正法が全国共通ルールとして地方自治体に直接適用とされることとなります。そのため、現在の笠間市個人情報保護条例を令和5年3月末で廃止し、改正法を施行するために必要な事項を定める笠間市個人情報保護法施行条例を制定するものでございます。

まず、2ページをお開きください。

最初に、第1条、趣旨でございます。この条例は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第2条、定義でございます。第2項でこの条例の対象となる実施期間を定めており、これまで対象となっていた議会が対象ではなくなり、公平委員会財産区を加えるものでございます。

次に、第3条、不開示情報でございます。開示請求があった際に不開示とする情報について、これまで条例で定めていた内容と同様の規定を定める笠間市情報公開条例との整合を図るものでございます。

次に、第4条、手数料でございます。開示請求に係る手数料をこれまで同様に無料とするものでございます。ただし、写しの作成に要する費用については、これまで同様に御負担をいただくものでございます。

次に、第5条、審査会への諮問でございます。これまでも必要な場合は審査会へ諮問しておりましたが、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが必要な場合には、笠間市情報公開等審査会に諮問することができるものとしてございます。

3ページをお開きください。

附則といたしまして、施行期日をこの条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

附則第2条といたしまして、これまでの笠間市個人情報保護条例は、本条例の施行をもって廃止するものでございます。

次に、附則第3条におきまして、経過措置といたしまして、個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も従前の例によるなど、廃止前に保有していた個人情報を条例廃止後に正当な理由なく提供した場合、もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供したときなどに対する罰則規定を設けるものでございます。

4ページをお開きください。

附則第4条では、条例が廃止される前に行われた違反行為についても、条例廃止後も従前の罰則規定により処罰されることとなるものを定めるものでございます。

続きまして、議案第14号 笠間市情報公開条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、個人情報保護法の改正による個人情報保護法施行条例の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表により御説明申し上げます。

4ページをお開きください。

最初に、笠間市情報公開条例でございます。



第2条、定義でございます。

第1条で、この条例の対象となる実施期間を定め、新たに制定する個人情報保護法施行条例等の内容の整合を図るものでございます。

次に、第8条、公文書の公開義務でございますが、新たに制定する個人情報保護法施行条例の不開示情報と内容の整合を図るため、それぞれを改正するものでございます。

次に、7ページをお開きください。

笠間市情報公開等審査会条例でございます。

第2条、所掌事務第1項では、個人情報保護法の改正に伴い、新たに整備される法律例規により、笠間市情報公開等審査会が諮問を受ける事務を規定したものでございます。

第2項は、さきに御説明いたしました実施期間を明記するものでございます。

第7条、意見の聴取につきましても、同様に実施期間を明記するものでございます。

次に、9ページ、笠間市子ども・子育て会議条例及び10ページ、笠間市いじめ防止対策推進条例でございますが、個人情報保護法が地方自治体に直接適用となるための改正でございます。

3ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第13号及び議案第14号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

---

### 議案第15号 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第16、議案第15号 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第15号 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づき、施設の使用料金を改定するため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 議案第15号 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例

等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、笠間市の使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づき見直すこととした3施設の使用料について一括で改正するものでございます。

新旧対照表で御説明申し上げます。

3ページをお開きください。

最初に、笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例、別表第7条関係でございます。

大人510円を760円に改めるものでございます。住民福祉の増進を図るための施設であることからこれまで改正を見合わせておりましたが、光熱費等の高騰や修繕費の増加により、見直しを行うことといたしました。実料金につきましては、この額を上限とし、指定管理者と協議の上、設定してまいります。

次に、4ページをお開きください。

笠間市立病院使用料等条例第2条、使用料の額でございます。

7行目の個室使用料につきまして、市内居住者を3,300円から4,400円に、市外居住者を4,400円から5,500円に改めるものでございます。こちらは、光熱水費の高騰や周辺の医療機関と料金状況を踏まえ、見直すものでございます。

次に、5ページをお開きください。

笠間市ゆかいふれあいセンターの設置及び管理に関する条例、別表第7条関係でございます。

1段目、全館1人1回につき、大人510円を760円に、小中学生200円を300円に、2段目、会員券月額大人3,130円を4,690円に、小中学生1,250円を1,870円に、5段目、パターゴルフ場200円を260円に改めるものでございます。また、備考2につきましては、利用状況を鑑み、削除いたします。

こちらは、住民の健康と福祉の増進を図るための施設であることからこれまで改正を見合わせておりましたが、光熱水費の高騰や修繕品の増加により、見直しを行うことといたしました。この施設の実料金につきましても、この額を上限とし、指定管理者と協議の上、設定してまいります。小中学生の料金につきましては、少子化対策、子育て支援の観点から据え置くものとする方向でございます。

2ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は市民や利用者への周知期間を考慮し、令和5年7月1日から施行するものでございます。

以上で議案第15号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第16号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第17号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第18号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第17、議案第16号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから議案第18号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第16号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから議案第18号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでは、関連しておりますので一括して提案理由を申し上げます。

これらの議案は、児童福祉法等の規定により各自治体が関係省令の基準を参考にして条例で定めることとされている規定について、関係省令が改正されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては福祉事務所長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

〔福祉事務所長 堀内信彦君登壇〕

○福祉事務所長（堀内信彦君） 議案第16号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から議案第18号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの提案理由を御説明申し上げます。

本議案3件は、増加する児童虐待やこども園における送迎バス運行時の車内への置き去り事案の発生等を受けまして、平成4年度の民法等の一部を改正する法律の施行及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行等により、笠間市の関係条例について改正をするものでございます。

初めに、議案第16号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、小規模保育事業所及び事業所内保育事業者等の設置及び運営に関する基準について所要の改正をするものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

初めに、4ページをお開き願います。

第7条の2の第1項から第4項において、安全計画の策定の義務づけ等に関する条文を新設するものでございます。

次に、第7条の3の第1項から5ページの第2項において、送迎等に際し自動車を運行する場合に、利用する乳幼児の所在の確認や見落としを防止する装置の設置を義務づける条文を新設するものでございます。

第10条は、社会福祉施設等を併設する際の設備や職員の基準について、文言の一部を改正するものでございます。

第13条は、民法において親権者の懲戒に係る権限の乱用禁止の規定が削除されたことに伴う関係省令等の改正を受けまして、条文を削除するものでございます。

続いて、6ページをお開き願います。

第14条第2項において、感染症等の予防や蔓延防止のために必要な措置の内容について具体的に定めるものでございます。

3ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、本条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第16号の説明を終わります。

続きまして、議案第17号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、認定こども園、幼稚園、保育所の設置及び運営に関する基準について所要の改正をするものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

3ページをお開き願います。

民法において親権者の懲戒に係る規定が削除されたことに伴う関係省令等の改正を受けまして、関係する第26条の条文を削除するものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第17号の説明を終わります。

続きまして、議案第18号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、放課後児童クラブの設置及び運営に関する基準について所要の改正をするものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

初めに、4ページをお開き願います。

第6条の2第1項から第4項において、安全計画の策定等の義務づけに関する条文を新設するものでございます。

次に、第6条の3において、送迎用自動車を運行する際の児童の所在確認の義務づけに関する条文を新設するものでございます。

続いて、5ページをお開き願います。

第12条の2において、感染症や非常災害発生時における業務継続計画の策定等必要な措置について加えるものでございます。

次に、第13条第2項において、感染症等の予防や蔓延防止のために必要な措置の内容について具体的に定めるものでございます。

続いて、6ページをお開き願います。

附則といたしまして、第6条の2に規定する安全計画の策定等について、1年間の経過措置期間を設ける規定を加えるものでございます。

3ページにお戻りいただきまして、本条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第18号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第19号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第18、議案第19号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第19号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、全受給者区分において所得制限を撤廃するとともに、入院、外来の自己負担金及び入院時食事療養費の助成を廃止するため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

〔保健福祉部長 下条かをる君登壇〕

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第19号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、全受給者区分において所得制限を撤廃するとともに、入院、外来の自己負担金及び入院時食事療養費の助成を廃止するため、本条例を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

3ページを御覧願います。

第4条の医療福祉費の支給につきましては、所得制限を撤廃することに伴い、第2項中の「及び事情」を削除するものでございます。

次に、第4条の2の控除額の支給につきましては、入院、外来の自己負担金及び入院時食事療養費の助成を廃止することに伴い、削除をするものでございます。

4ページを御覧願います。

附則につきましては、令和5年4月1日より所得制限を撤廃することに伴い、4項を加えるものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和5年7月1日から施行し、施行日前の診察に関わる医療福祉支給費につきましては、なお、従前の例によるものでございます。

以上で議案第19号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第20号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第19、議案第20号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第20号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金支給額の引上げを行うため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

〔保健福祉部長 下条かをる君登壇〕

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第20号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金支給額の引上げを行うため、所要の改正をするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

3ページを御覧願います。

第6条の出産育児一時金につきましては、支給額を40万8,000円から48万8,000円に改めるものでございます。

なお、出産育児一時金につきましては、産科医療補償制度の1万2,000円と合わせまして50万円の支給額になるものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行し、施行日前に出産した被保険者に関わる出産育児一時金の額につきましては、なお従前の例によるものでございます。

以上で議案第20号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

---

## 議案第21号 笠間市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第20、議案第21号 笠間市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第21号 笠間市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、道路交通法の一部改正に伴い、全ての自転車利用者に対しヘルメットの着用が努力義務となるため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては市民生活部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 市民生活部長持丸公伸君。

〔市民生活部長 持丸公伸君登壇〕

○市民生活部長（持丸公伸君） 議案第21号 笠間市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

本案は、道路交通法の改正に伴い、全ての自転車利用者には自転車の乗車用ヘルメット着用が努力義務化されるため、所要の改正を行うものでございます。

内容につきまして、新旧対照表にて御説明申し上げます。

3ページを御覧願います。

第4条、自転車利用者の責務の第5項を第7項、第4項を第6項とし、第3項の次に第4項、自転車利用者は乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない及び第5項、自転車利用者は他人を当該自転車に乗車させるときは当該他人に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないを加えるものでございます。

2ページに戻りまして、附則でございますが、本条例につきましては令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第21号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第22号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第23号 笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第21、議案第22号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第23号 笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第22号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第23号 笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、関連しておりますので一括して提案理由を申し上げます。

これらの提案は、稲田公民館を地域交流センターに用途変更するため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 市民生活部長持丸公伸君。

〔市民生活部長 持丸公伸君登壇〕

○市民生活部長（持丸公伸君） 議案第22号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、笠間地区の稲田公民館を地域交流センターに用途変更するために、所要の改正を行うものでございます。

内容につきまして、新旧対照表にて御説明申し上げます。

3ページを御覧願います。

第2条の表、下から2番目になります。笠間市地域交流センター上加賀田の次に、笠間市地域交流センターいなだ、笠間市稲田3378番地1を加えるものです。

次に、5ページ中段になります。

別表第1、第3号中、上加賀田の次に平仮名の「いなだ」を加えるものです。

2ページに戻りまして、附則でございますが、本条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。また、準備行為としまして、施行日前に必要な手続等を行えることとしております。



以上で議案第22号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

〔教育部長 堀江正勝君登壇〕

○教育部長（堀江正勝君） 続きまして、議案第23号 笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

本案は、笠間市公民館運営審議会の答申を受け、稲田公民館を令和5年4月1日から地域交流センターとして用途変更することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表にて御説明いたします。

3ページを御覧ください。

第3条と第3条に係る別表第1の地区公民館に関わる部分を削り、第4条から第9条までを1条ずつ繰り上げるものでございます。

次に、2ページに戻りまして、附則でございますが、条例の施行日は令和5年4月1日からとするものでございます。

以上で議案第23号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第24号 笠間市教育振興基金条例について

○議長（大関久義君） 日程第22、議案第24号 笠間市教育振興基金条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第24号 笠間市教育振興基金条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、教育の振興を図るための事業に充てることを目的として新たに基金を設置するため制定するものであります。

内容につきましては教育部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

〔教育部長 堀江正勝君登壇〕

○教育部長（堀江正勝君） 議案第24号 笠間市教育振興基金条例について御説明申し上げます。

本案は、教育振興を目的とした寄附金を、学校教育をはじめとする教育の振興を図るための事業に充てることを目的として、新たに基金を設置するものでございます。

2ページをお開きください。

条例の構成についてでございますが、第1条の設置では、基金設置の目的を定めております。

第2条では、積み立てる額は一般会計で定めることとしております。

第3条では、基金の管理方法を定めております。

第4条では、基金の運用から生じる収益の処理方法を定めております。

第5条で、繰替え運用、第6条で、基金の処分方法を定めております。

第7条につきましては、委任についての事項となります。

次に、附則でございますが、条例の施行日は公布の日からとするものでございます。

以上で議案第24号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

---

### 議案第25号 大日堂の設置及び管理に関する条例について

○議長（大関久義君） 日程第23、議案第25号 大日堂の設置及び管理に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第25号 大日堂の設置及び管理に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、大日堂の一般公開に伴い、設置及び管理に関する必要な事項を定めるため制定するものであります。

内容につきましては教育部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

〔教育部長 堀江正勝君登壇〕

○教育部長（堀江正勝君） 議案第25号 大日堂の設置及び管理に関する条例について御説明申し上げます。

本案は、現在、整備工事を進めております大日堂の一般公開に当たり、設置及び管理に関する必要な事項を定めるため、制定するものでございます。

2ページをお開きください。

条例の構成についてでございますが、第1条の設置では大日堂の設置目的について、第2条では名称及び位置を、第3条では業務について定めております。第4条では開館日等について定めており、開館日は毎月第2、第4日曜日、開館時間は午前9時から午後4時までとしております。また、第5条では拝観の申込みについて、第6条では拝観の制限について定めております。

次のページに移りまして、第7条では拝観料を別表において大人500円、子ども300円としております。第8条では拝観料の減免について、第9条では拝観料の返還について、第10条では損害賠償の義務について定め、第11条では委任として必要な事項は規則で定めることとしております。

次に、附則でございますが、条例の施行日は令和5年4月1日からとするものでございます。

以上で議案第25号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第26号 指定管理者の指定について（北山公園）

議案第27号 指定管理者の指定について（笠間の家）

○議長（大関久義君） 日程第24、議案第26号 指定管理者の指定について（北山公園）及び議案第27号 指定管理者の指定について（笠間の家）を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第26号及び議案第27号 指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、北山公園及び笠間の家におけるそれぞれの指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては産業経済部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長古谷茂則君。

〔産業経済部長 古谷茂則君登壇〕

○産業経済部長（古谷茂則君） 議案第26号及び議案第27号について御説明申し上げます。

まず、議案第26号 指定管理者の指定について（北山公園）について御説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は北山公園、指定管理者として指名する団体の名称は笠間市造園建設業協同組合、指定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となります。

今回の指定につきましては、公募を行い、1団体からの申請がございました。事業計画や収支計画等を審査した結果、公園管理のノウハウや作業機械の保有状況から適切な維持管理が見込めるとともに、平成20年度から約15年間の管理運営において管理上、不用品費用を見直し削減するなど効率的に運用しようとする計画等を総合的に評価し、指定管理者候補者として選定いたしました。

あわせて、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第2項の規定に基づき、諮問した指定管理者選定審議会から指定管理者候補者として適当であるとの答申をいただいております、今般、指定管理者として指定するものでございます。

以上で議案第26号の説明を終わります。

続きまして、議案第27号 指定管理者の指定について（笠間の家）について御説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は笠間の家、指定管理者として指定する団体の名称は特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会、指定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となります。

今回の指定につきましては、公募を行い、1団体からの申請がございました。事業計画や収支計画等を審査した結果、施設の設置目的、建築財産としての価値を理解し、事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有しており、類似施設の管理運営の実績及び多様な事業展開を図る計画などを総合的に評価し、指定管理者候補者として選定いたしました。

あわせて、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第2項の規定に基づき、諮問した指定管理者選定審議会から指定管理者候補者として適当であるとの答申をいただいております、今般、指定管理者として指定するものでございます。

以上で議案第26号及び議案第27号の指定管理者の指定について（北山公園）、（笠間の家）の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第28号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第12号）

議案第29号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第30号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第31号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第32号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第33号 令和4年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）

議案第34号 令和4年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）

議案第35号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第3号）

議案第36号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（大関久義君） 日程第25、議案第28号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第12号）から議案第36号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）の9件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第28号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第12号）から議案第36号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）までの提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計のほか特別会計4会計、企業会計4会計について補正予算を編成し、上程するものであります。

内容につきましては各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 議案第28号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第12号）について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億7,316万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ353億575万7,000円とするものでございます。

7 ページを御覧ください。

第2表、継続費補正でございます。最終処分場建設事業につきまして、総額と令和4年度の年割額を変更するものでございます。本補正予算におきましては、最終処分場建設事業に関わる地方債補正や歳入予算において廃棄物処理施設整備交付金を増額する補正、また、歳出予算において施設整備工事費を減額する補正など、予算上必要な措置をしております。

なお、令和5年1月6日に発生した事故につきましては、令和5年度に繰越しをし、引き続き対応してまいります。

8 ページを御覧ください。

第3表、債務負担行為補正でございます。

1、追加は、電子調達システムヘルプデスク、業務委託をはじめ3件につきまして本年度中に契約事務を進める必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

2、変更は、台湾交流事務委託につきまして、為替レート変動の影響に伴い、限度額を変更するものでございます。

9 ページを御覧ください。

第4表、繰越明許費補正でございます。9ページから10ページの21事業につきまして、年度内での完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

11ページを御覧ください。

2、変更でございます。道路メンテナンス事業、橋りょうは、国庫補助金の内示によるもの、また、安居工業地域整備推進事業は、土地の契約が年度内に完了しないことから繰越しの額を変更するものでございます。

12ページを御覧ください。

第5表、地方債補正でございます。

1、追加は、河川緊急しゅんせつ推進事業につきまして、福原川のしゅんせつ事業の財源として新たに起債をするものでございます。

2、変更は、最終処分場事業債をはじめ5件につきまして、事業費の補正など行い、限度額を変更するものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明を申し上げます。

今回の補正では、歳入歳出項目全般にわたり、令和4年度実施事業の決算見込みによる予算の減額補正をしております。

まず、歳入でございます。

16ページを御覧ください。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金911万6,000円の増は、次の17ページになります。障害者自立支援給付費負担金2,819万円のほか、生活保護費負担金3,120万7,000円の増額が主なものでございます。

第2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金1億5,229万3,000円の減は、歳出の実績見込みに伴い住民税非課税世帯臨時特別給付金1億4,070万円の減額が主なものでございます。

21ページを御覧ください。

17款財産収入、第2項財産売払い収入、1目不動産売払い収入1,817万3,000円の増は、市有財産の売払い収入でございます。

22ページを御覧ください。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、2目減債基金繰入金2億1,246万4,000円の減は、一般財源にて財源確保ができる見込みとなったことから減額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

今回の補正では、歳出項目全般にわたり人事院勧告等に準じて職員の給与を改定することに伴い人件費に関わる補正をしております。

25ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費でございます。次の26ページに、6目企画費1億1,625万2,000円の増は、次の27ページになります。24節積立金に企業立地促進基金に積み立てる1億3,551万6,000円の計上が主なものでございます。

37ページを御覧ください。

2目障害者福祉費3,508万7,000円の増は、19節扶助費に障害福祉サービス利用件数の増加の見込みや障害福祉サービス事業所等の福祉介護職員の報酬改定に伴う障害者自立支援給付費3,973万8,000円の増額が主なものでございます。

40ページを御覧ください。

第3項生活保護費でございます。

次の41ページ、2目扶助費4,160万9,000円の増は、実績見込みによる生活保護費の増額でございます。

次に、47ページを御覧ください。

第6款商工費、第2項観光費、2目観光振興費497万1,000円の増は、電気料金高騰の影響を受けている市内宿泊事業者に対し、事業継続支援といたしまして電気料金高騰分の一部を補助する宿泊事業者電気料金高騰支援金667万円の計上が主なものでございます。

51ページを御覧ください。

第9款教育費、第1項教育総務費、2目事務局費1,942万8,000円の増は、次の52ページになります。18節負担金補助及び交付金に物価高騰による経済的支援を図るため、笠間市在住で令和4年度に中学校を卒業修了し新生活を始める生徒の保護者を対象に、生徒1人当たり5万円を助成する高校生等生活応援助成金3,150万円の計上が主なものでございます。

以上で令和4年度笠間市一般会計補正予算（第12号）の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

〔保健福祉部長 下条かをる君登壇〕

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第29号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1ページを御覧願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,874万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億1,364万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

6ページを御覧願います。

初めに、歳入の主なものにつきましては、4款県支出金、1項県負担金、補助金、1目保険給付費等交付金176万円の増額は、直営診療施設事業費の確定に伴う特別調整交付金分の増額でございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金3,061万5,000円の減額は、保険基盤安定繰入金の確定による減額が主なものでございます。

次に、9ページを御覧願います。

歳出の主なものにつきましては、6款、1項基金積立金、1目準備金積立金3,117万1,000円の減額は歳入歳出調整によるものでございます。

以上で議案第29号の説明を終わります。

続きまして、議案第30号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1ページを御覧願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,490万4,000円を

追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億3,176万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

6 ページを御覧願います。

1 款、1 項、1 目後期高齢者医療保険料2,300万円の増額は、被保険者数の増加による保険料の増額によるものでございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金192万3,000円の増額は、繰り出し基準に基づく一般会計繰入金の増額で、保険基盤安定繰入金及び後期高齢者健診事業繰入金の増額によるものでございます。

6 款諸収入、3 項雑入、3 目後期高齢者健診委託金1,001万9,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により高齢者健診の受診者減少によるものでございます。

次に、7 ページを御覧願います。

歳出につきましては、2 款、1 項、1 目後期高齢者医療広域連合納付金2,455万5,000円の増額は、広域連合納付金の確定による保険料納付金の増額が主なものでございます。

4 款、1 項保健事業費、1 目後期高齢者健康診査費965万1,000円の減額は、高齢者健康診査委託料の減額が主なものでございます。

以上で議案第30号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

〔福祉事務所長 堀内信彦君登壇〕

○福祉事務所長（堀内信彦君） 議案第31号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ808万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ78億3,052万6,000円とするものでございます。

内容の主なものにつきまして、事項別明細書により御説明いたします。

6 ページをお開き願います。

初めに、歳入でございまして、

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目調整交付金22万5,000円の減額から、7 ページの7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、3 目地域支援事業繰入金（包括的支援事業任意事業）50万5,000円の減額までの各項目における減額につきましては、歳出におきまして地域支援事業費を減額することに伴い、それぞれの法定負担割合に応じた金額を計上するものでございます。

次に、歳出でございまして、

9 ページをお開き願います。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防生活支援サービス事業費493万2,000円の減額は、各事業の実績見合いによるものでございます。

次に、3 項包括的支援事業任意事業費、4 目任意事業費、10 ページをお開き願います、



19節扶助費120万円の減額につきましても、当該事業の利用者が当初見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金16万4,000円の増額は、サービス給付費等の減額による財源調整のため、準備基金積立金を増額するものでございます。

以上で議案第31号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） ここで、2時15分まで休憩いたします。

午後2時02分休憩

---

午後2時15分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

上下水道部長友部邦男君。

〔上下水道部長 友部邦男君登壇〕

○上下水道部長（友部邦男君） 議案第32号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,916万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,581万4,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主な内容につきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

8ページをお開きください。

歳入になります。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目農業集落排水使用料425万7,000円の減額は、年度当初に算定した農業集落排水使用料の収入見込額の見直しによる減額でございます。

第3款県支出金、第1項県補助金、第1目農業集落排水事業費県補助金1,251万3,000円の減額、このほか第4款繰入金及び第7款市債につきましては、対象となる事業費の確定によりそれぞれを補正するものでございます。

9ページをお開きください。

歳出になります。

第1款農業集落排水事業費、第1項、第1目農業集落排水施設管理費2,916万6,000円の減額は、12節委託料及び14節工事請負費などの事業費の確定により、請負差金等を減額するものでございます。

以上で議案第32号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

〔市立病院事務局長 木村成治君登壇〕

○市立病院事務局長（木村成治君） 議案第33号 令和4年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

第2条、収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。

収入の第1款病院事業収益の総額に6,284万8,000円を追加し、総額を9億2,595万8,000円とし、支出の第1款病院事業費用の総額に2,376万円を追加し、総額を9億9,650万7,000円とするものでございます。

第3条、資本的収入及び支出の予定額の補正でございます。収入の第1款資本的収入から597万9,000円を減額し、総額を5,665万8,000円とするものでございます。

2 ページを御覧ください。

支出の第1款資本的支出から600万7,000円を減額し、総額を7,651万7,000円とするものでございます。

第4条は、企業債でございます。医療機器購入に充当する財源として病院事業債を設定しておりますが、額の確定等により減額をするものでございます。

第5条は、他会計からの補助金の補正でございます。

3 ページを御覧ください。

第6条は、棚卸資産購入限度額を補正するものでございます。

収入支出の主なものにつきまして、補正予算に関する明細書にて御説明いたします。

6 ページを御覧ください。

収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、第1款病院事業収益、第1項医業収益、2目外来収益6,006万1,000円の増は、新型コロナウイルスの影響等に伴う発熱外来など外来診療に係る患者数の増加、PCR検査数の増加等により増収となるものでございます。

3目その他医業収益325万7,000円の増は、新型コロナワクチン接種が当初の見込みより上回ったことから、公衆衛生活動収益の増収が主なものでございます。

8 ページを御覧ください。

支出でございます。

第1款病院事業費用、第1項医業費用、2目材料費970万3,000円の増は、患者数の増に伴う薬品費と診療材料費の増が主な要因となっております。

3目経費1,676万6,000円の増は、電気料金の高騰による光熱水費の増や発熱外来の患者数の増加に伴うPCR検査業務委託と医事事務委託料の増が主なものでございます。

10ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございますが、第1款資本的収入、第1項、1目企業債380万円の減は、CT装置購入による医療機器購入費の額の確定及び国保特会からの補助金の追加により、借入額を減額するものでございます。

第2項、1目出資金382万9,000円の減につきましても、医療機器購入に係る一般会計からの出資金の減が主なものでございます。

第3項補助金、1目他会計補助金165万円の増は、医療機器購入に係る国保特会からの補助金の追加によるものでございます。

11ページを御覧ください。

支出でございますが、第1款資本的支出、第1項建設改良費、1目資産購入費596万2,000円の減につきましても、医療機器の購入の額の確定によるものでございます。

以上で議案第33号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

〔上下水道部長 友部邦男君登壇〕

○上下水道部長（友部邦男君） 議案第34号及び議案第35号並びに議案第36号について御説明申し上げます。

初めに、議案第34号 令和4年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第2条は、業務の予定量を補正するもので、（4）主要な建設改良事業における老朽管更新事業を1,070万6,000円減額し、その計を8,449万4,000円に補正するものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、初めに収入でございますが、第1款水道事業収益、第1項営業収益を1,507万円増額し、水道事業収益の計を18億1,826万4,000円とするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款水道事業費用、第1項営業費用を38万6,000円増額し、水道事業費用の計を17億195万1,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

こちらの内容につきましては、2ページをお開きください。

初めに、収入でございますが、第1款資本的収入、第3項他会計負担金を27万5,000円減額し、資本的収入の計を6億2,214万7,000円とするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出、第1項建設改良費を2,444万3,000円減額し、資本的支出の計を10億9,927万2,000円とするものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。

第6条は、他会計からの補助金を補正するもので、一般会計から受ける消火栓設置に要する負担金27万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、今回の補正の内容につきまして、補正予算明細書により御説明申し上げます。

す。

10ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、第1款水道事業収益、第1項営業収益1,507万円の増額は、第3目その他営業収益の水道加入金の増によるものでございます。

11ページをお開きください。

支出でございますが、第1款水道事業費用、第1項営業費用38万6,000円の増額は、第5目総係費で給与等の改正に伴う職員手当の増が主なものでございます。

12ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、第1款資本的収入、第3項他会計負担金27万5,000円の減額は、第1目一般会計負担金で、水道管の布設工事に合わせて実施する消火栓設置工事負担金の減でございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出、第1項建設改良費2,444万3,000円の減額は、27節工事請負費などの請負金額の確定による請負差金分の減が主なものでございます。

以上で議案第34号の説明を終わります。

続きまして、議案第35号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第2条は、収益的支出の予定額を補正するもので、支出の第1款工業用水道事業費用、第1項営業費用を3万5,000円増額し、工業用水道事業費用の計を2,663万1,000円とするものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正でございます。

今回の補正の内容でございますが、7ページをお開きください。補正予算明細書でございます。

収益的支出の第1款工業用水道事業費用、第1項営業費用3万5,000円の増額は、第2目総係費で給与等の改正に伴う職員手当の増でございます。

以上で議案第35号の説明を終わります。

続きまして、議案第36号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第2条は、業務の予定量を補正するもので、（4）主要な建設改良事業における処理場建設事業を16万5,000円減額し、その計を3億4,861万3,000円とするものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

初めに、収入でございますが、第1款下水道事業収益、第1項営業収益を1,657万7,000円増額するなど、下水道事業収益の計を17億9,091万5,000円とするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款下水道事業費用、第1項営業費用を464万9,000円増額、また、第2項営業外費用を1,180万6,000円増額するなど、下水道事業費用の計を17億9,091万5,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。内容でございますが、収入につきましては、第1款資本的収入、第2項一般会計出資金を1,262万9,000円減額するなど、資本的収入の計を10億2,527万9,000円とするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出、第3項企業債償還金を812万5,000円減額するなど、資本的支出の計を16億969万9,000円とするものでございます。

第5条は、継続費の総額及び年割額を改めるもので、下水道ストックマネジメント計画推進事業、これは、令和元年度から5か年事業で実施している下水処理場、浄化センターともべの施設更新工事費でございますが、資材価格や運搬費用等の高騰による状況であることから、令和5年度分の年割額を1億円増額し、総額を12億2,854万6,000円とするものでございます。

3ページをお開きください。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を改めるものでございます。

第7条は、他会計からの補助金の額を記載のとおり補正するものでございます。

それでは、今回の補正の主な内容につきまして、補正予算明細書により御説明申し上げます。

13ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、第1款下水道事業収益、第1項営業収益、第1目下水道使用料1,657万7,000円の増額は、年度当初に算定いたしました下水道使用料収入の収入見込額の見直しによる増額でございます。

14ページをお開きください。

支出でございますが、第1款下水道事業費用、第1項営業費用、第3目処理場費606万1,000円の増額、また、第4目ポンプ場費121万2,000円の増額は、電気料金高騰の影響による動力費の増額が主なものでございます。

16ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、第1款下水道事業資本的収入、第2項、第1目一般会計出資金1,262万9,000円の減額は、支出予算の実績見込みに合わせ繰り出し基準を算出した

結果により、一般会計からの出資金の額を減額するものでございます。

第6項工事負担金433万9,000円の増額は、第1目受益者負担金及び第2目区域外流入分負担金の増額によるものでございます。

17ページをお開きください。

支出でございますが、第1款下水道事業資本的支出、第3項、第1目企業債償還金812万5,000円の減額は、処理場建設等の事業費確定に伴い、企業債償還金の額も確定したことによる減額が主なものでございます。

以上で議案第36号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本議案に対する質疑は通告なしで行うため、複数の質疑がある場合は1件ごとに質疑を終結させてから次の質疑に入ってください。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号から議案第36号については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託区分表のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

---

議案第37号 令和5年度笠間市一般会計予算

議案第38号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計予算

議案第39号 令和5年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算

議案第40号 令和5年度笠間市介護保険特別会計予算

議案第41号 令和5年度笠間市介護サービス事業特別会計予算

議案第42号 令和5年度笠間市立病院事業会計予算

議案第43号 令和5年度笠間市水道事業会計予算

議案第44号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計予算

議案第45号 令和5年度笠間市下水道事業会計予算

○議長（大関久義君） 日程第26、議案第37号 令和5年度笠間市一般会計予算から議案第45号 令和5年度笠間市下水道事業会計予算の9件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第37号 令和5年度笠間市一般会計予算から議案第45号 令和5年度笠間市下水道事業会計予算までの提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計のほか特別会計4会計、企業会計4会計について令和5年度の当初予算を編成し、上程するものであります。

内容につきましては各担当部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 議案第37号 令和5年度笠間市一般会計予算について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ332億7,000万円と定めるものでございます。

第2条は継続費、第3条は債務負担行為、第4条は地方債について地方自治法の規定により定めるものでございます。

第5条は、一時借入金の借入れ最高額を8億円と定めるものでございます。

第6条は、歳出予算の流用についての規定でございます。

9 ページを御覧ください。

第2表、継続費でございます。令和5年度は、第6款商工費、第2項観光費、笠間工芸の丘整備事業につきまして、総額を5億1,230万円とし、2か年度の継続事業として設定するものでございます。

10 ページを御覧ください。

第3表、債務負担行為でございます。財務書類作成支援業務委託をはじめ6件につきまして、令和5年中に契約事務や基金の調達を進める必要があるため、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

11 ページを御覧ください。

第4表、地方債でございます。電動車整備事業債から次の12ページになりますが、臨時財政対策債まで20件につきまして、それぞれ限度額などを設定するものでございます。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明申し上げます。

14 ページを御覧ください。

第1款市税でございます。固定資産税の増を見込むなどして、前年度と比べ4億896万6,000円増の99億9,362万2,000円としております。

第11款地方交付税は、前年度と同額の69億円としております。

第15款国庫支出金は、障害者自立支援給付負担金や安居工業地域整備推進事業に係る社会資本整備総合交付金は増となりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減などにより、前年度と比べ3億223万3,000円減の51億5,028万1,000円としております。

15 ページを御覧ください。

19款繰入金でございます。財政調整基金から8億7,000万円を繰り入れるなどして、繰入金全体で4億8,647万3,000円増の22億9,922万円としております。

第22款市債でございます。工芸の丘整備事業債やあたご天狗の森公園整備事業債、また、安居工業地域整備事業債などが増となりますが、最終処分場整備事業債や臨時財政対策債などの減などにより、市債全体では1億8,228万円減の17億8,188万1,000円としております。

続きまして、歳出を御説明申し上げます。

61ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、6目企画費になります。

65ページを御覧ください。

18節負担金補助及び交付金において、67ページの上段でございます、企業立地を推進するための支援として、企業立地促進事業補助金3億2,300万円などを計上しております。

続きまして、92ページを御覧ください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、2目障害者福祉費になります。

95ページを御覧ください。

19節扶助費において、障害福祉サービスの利用に応じて給付する障害者自立支援給付費23億9,800万円などを計上しております。

101ページを御覧ください。

第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費になります。そのうち、104ページ、18節負担金補助及び交付金において、民間認定こども園に対する入園負担金13億3,840万円や、次、105ページの下段でございます、市の単独事業といたしまして、妊娠出産などに伴い離職し休業期間に育児休業給付金を受け取ることができない方などを対象に支援する乳児1人当たり20万円を支給する在宅育児応援金1,200万円を計上しております。

112ページを御覧ください。

第3項生活保護費、2目扶助費、19節扶助費において、生活保護費14億6,563万8,000円を計上しております。生活保護費を含む社会保障関連経費は、昨年度と比較し2.1%の増となっております。

113ページを御覧ください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、1目保健衛生総務費になります。

114ページとなります。

18節負担金補助及び交付金において、116ページ上段を御覧ください。一般不妊治療や生殖補助医療、男性不妊治療に係る治療費を助成する生殖補助医療費等補助金2,076万円などを計上しております。

119ページを御覧ください。

5目環境衛生費でございます。このうち、121ページ、18節負担金補助及び交付金にお



いて、次の122ページになります。脱炭素社会の実現に向けた取組として、住宅用太陽光発電蓄電システムの設置に対して補助をいたします。蓄電池太陽光発電設置補助金2,300万円などを計上しております。

続きまして、125ページを御覧ください。

第2項清掃費、2目塵芥処理費になります。次の126ページを御覧いただき、12節委託料、127ページの上段になります。新たなごみ処理施設の整備に必要な発注図書の作成及び設計施工を一体的に行う事業者選定を含めたアドバイザー業務を進めるために、発注募集図書等作成業務委託料1,680万3,000円を計上しております。

続きまして、133ページを御覧ください。

第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費になります。

134ページを御覧いただき、12節委託料、次の135ページの上段となります。

台北市内のホテルなどと連携し、新たな栗加工品の輸出に係る笠間の栗海外販路拡大事業委託金340万6,000円などを計上しております。

続きまして、144ページを御覧ください。

第6款商工費、第1項商工費、2目商工振興費でございます。このうち、145ページになります。18節負担金補助及び交付金におきまして、次の146ページ中段でございます、女性の新たなチャレンジを支援するため講座などの受講費の費用の一部を助成する頑張る女性応援金300万円や、次の147ページ下段でございます、市内で創業する女性を支援するために女性創業支援事業補助金100万円などを計上しております。

続きまして、149ページを御覧ください。

第2項観光費、2目観光振興費でございます。このうち、次の150ページでございます、12節委託料におきまして、笠間台湾交流事務所設置5周年を記念し、笠間市と台北市の自治体交流等を取り入れたツアー造成のために、記念事業委託料176万6,000円を計上しております。

151ページを御覧ください。

3目観光施設費でございます。うち、153ページを御覧いただき、14節工事請負費において、笠間工芸の丘整備工事費1億9,808万円や、あたご天狗の森公園整備事業費1億9,800万円などを計上しております。

続きまして、157ページを御覧ください。

第7款土木費、第2項道路橋りょう費、2目道路維持費でございます。12節委託料におきまして、第3小原踏切への進入道路の拡幅工事に係る測量設計等委託料700万円のほか、次の158ページになります、14節工事請負費におきまして、市内の踏切周辺道路の舗装修繕をするために、踏切等安全対策工事費3,814万円などを計上しております。

次に、3目道路新設改良費でございます。12節委託料におきまして、新設道路の整備に係る測量設計等委託料6,470万円、また、スマートインターチェンジ整備の用地測量に係

る委託料3,193万円のほか、次の159ページになります、14節工事請負費において、道路新設改良費8,040万円などを計上しております。

次に、4目幹線道路整備でございます。

このうち、160ページになります、14節工事請負費におきまして、令和5年度が最終年度となる来栖本戸線の整備に係る道路新設改良費1億3,390万円などを計上しております。

4節都市計画費、1目都市計画総務費でございます。

162ページを御覧ください。

14節工事請負費において、安居工業地域の幹線道路などの整備に係る道路新設改良工事費3億2,000万円などを計上しております。

172ページを御覧ください。

第8款消防費、第1項消防費、3目消防施設費になります。次の173ページ、14節工事請負費におきまして、消防本部庁舎の改修工事に係る庁舎改修工事費1億4,399万円や、次の174ページになります、岩間消防署の建設工事費3億2,216万3,000円のほか、17節備品購入費1億9,331万5,000円のうち、友部消防署に配備されております救助工作車の更新費用1億7,497万4,000円などを計上しております。

176ページを御覧ください。

第9款教育費、第1項教育総務費、2目事務局費でございます。178ページに、12節委託料におきまして、中学生台湾派遣事業委託料486万3,000などを計上しております。

続きまして、180ページを御覧ください。

第2項小学校、1目学校管理費でございます。うち、183ページ、17節備品購入費2,491万円のうち、令和6年度に小学校に入学する児童を対象に笠間市で廃棄されたペットボトルを原料とする線維を使用したエコランドセルを支給するために、購入費用1,092万円を計上しております。

202ページを御覧ください。

第6項保健体育費、1目保健体育総務費でございます。うち、204ページを御覧ください。12節委託料におきまして、茨城県民球団車いすソフトボールチームの活動支援や障害者アスリートとの交流機会の提供、また、台湾の小学生とのスナッグゴルフの交流などに係るイベント委託料351万円のほか、18節負担金補助及び交付金において、205ページとなります台湾のプロ野球チームとの連携による交流事業に係るスポーツ大会開催誘致負担金200万円などを計上しております。

以上で令和5年度笠間市一般会計予算の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

〔保健福祉部長 下条かをる君登壇〕

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第38号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

1 ページを御覧願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億2,600万円と定めるものと  
ございます。

第2条は、一時借入金の借入れ最高額を3億円と定めるものとございます。

第3条は、歳出予算の各項の経費の流用について定めるものとございます。

歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

6 ページを御覧願います。

初めに歳入ですが、1款国民健康保険税14億16万4,000円は、一般被保険者等の保険税  
で、前年度比較2,030万2,000円の減額は被保険者数の減少によるものとござい  
ます。

4款県支出金53億206万円は保険給付費等交付金で、前年度比較9,350万円の減額は、被  
保険者数の減少に伴う医療費等の普通交付金及び各事業費等の特別交付金の減額が主な  
ものとございます。

6款繰入金7億6,388万円は、繰り出し基準に基づく一般会計からの繰入金で、前年度  
比較2億4,604万9,000円の増額は、財政調整基金繰入金の増額が主なものとござい  
ます。

次に、歳出でございます。

7 ページを御覧願います。

2款保険給付費51億8,015万4,000円は、一般被保険者の療養給付費で、前年度比較  
7,247万6,000円の減額は、被保険者数の減少によるものとございます。

3款国民健康保険事業費納付金20億9,364万7,000円は、県へ支出する納付金で、前年度  
比較2億1,031万1,000円の増額は、医療費の増額によるものとございます。

5款保健事業費9,419万8,000円は、特定健康診査等事業費及び人間ドック等検診費補助  
金で、前年度比較465万7,000円の減額は、人間ドック等検診見込み者数の減少による  
ものとございます。

以上で議案第38号の説明を終わります。

続きまして、議案第39号 令和5年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算について御説  
明申し上げます。

1 ページを御覧願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,700万円と定めるものと  
ございます。

歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

5 ページを御覧願います。

初めに、歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料8億2,483万6,000円は、特別徴収及び  
普通徴収の保険料で、前年度比較5,425万8,000円の増額は、被保険者数の増加による  
ものとございます。

4款繰入金2億2,438万7,000円は、繰り出し基準に基づく一般会計からの繰入金で、前

年度比較1,286万8,000円の増額は、保険基盤安定繰入金等の増額によるものでございます。

次に、歳出ですが、6ページを御覧願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金10億4,197万5,000円は、茨城県後期高齢者医療広域連合へ出資する納付金で、前年度比較6,656万7,000円の増額は、被保険者数の増加によるものでございます。

4款保健事業費2,627万円は、後期高齢者の健康診査委託料で、前年度比較161万1,000円の増額は、検診受診見込み者数の増によるものでございます。

以上で議案第39号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

〔福祉事務所長 堀内信彦君登壇〕

○福祉事務所長（堀内信彦君） 議案第40号 令和5年度笠間市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億5,200万円と定めるものでございます。

第2条では、一時借入金の借入れ最高額を2億円と定めるものでございます。

第3条では、歳出予算の各項の経費の流用について定めております。

次に、事項別明細書総括により主なものを御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

7ページをお開き願います。

1款保険料15億9,632万円につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。前年度比較1,772万3,000円の増額は、被保険者数の増加によるものでございます。

3款国庫支出金17億5,740万9,000円は、介護給付費及び地域支援事業費に係る国の負担金及び補助金でございます。

4款支払基金交付金20億1,387万9,000円は、40歳から64歳までの第2号被保険者からの介護納付金に係る支払基金からの交付金でございます。

5款県支出金11億1,751万6,000円は、介護保険法の定めによる介護給付費及び地域支援事業費に係る県の負担金及び補助金でございます。

7款繰入金12億5,994万8,000円は、介護給付費や地域支援事業費、人件費等に対する一般会計からの繰入金でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページをお開き願います。

1款総務費1億8,796万3,000円は、介護保険制度の運営に係る人件費及び事務費でございます。

2款保険給付費73億67万9,000円は、在宅及び施設などでの介護サービス及び介護予防

サービスに対する給付費で、前年度比較4,192万円の増額はサービス利用者の増加によるものでございます。

4款地域支援事業費2億6,082万4,000円は、介護予防生活支援サービス事業費や包括的、継続的ケアマネジメント支援事業費、任意事業費等でございます。

以上で議案第40号の説明を終わります。

続きまして、議案第41号 令和5年度笠間市介護サービス事業特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,200万円と定めるものでございます。

第2条では、歳出予算の各項の経費の流用について定めるものでございます。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書総括により御説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

初めに、歳入でございます。

1款サービス収入1,869万3,000円につきましては、介護予防給付に係るケアプラン作成手数料の収入でございます。

続いて、歳出でございます。

6ページをお開き願います。

1款総務費1,147万6,000円は、地域包括支援センターの運営に係る人件費でございます。

2款サービス事業費969万円は、ケアプラン作成の委託料でサービス利用者の増加に伴い、前年度比較33万2,000円の増額となっております。

以上で議案第41号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

〔市立病院事務局長 木村成治君登壇〕

○市立病院事務局長（木村成治君） 議案第42号 令和5年度笠間市立病院事業会計予算について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第2条業務の予定量ですが、年間患者数では入院を延べ9,882人、外来を延べ2万3,814人とし、1日平均患者数では入院を27人、外来を98人とするものでございます。

第3条収益的収入及び支出ですが、収益的収入及び支出の予定額は、収入の第1款病院事業収益の総額を9億1,756万4,000円とし、内訳といたしましては、第1項医業収益8億2,934万6,000円は、主に入院収益、外来収益、第2項医業外収益8,821万5,000円は、他会計負担金及び補助金などを計上するものでございます。支出の第1款病院事業費用の総額を10億102万8,000円とし、第1項医業費用の9億5,720万4,000円は、給与費や薬品費経費、減価償却費などを計上するものでございます。

第2項医業外費用の4,082万円は、病児保育運営費や地域医療センターかさま施設管理費などを計上するものでございます。

第4条資本的収入及び支出でございますが、資本的収入及び支出の予定額は収入の第1款資本的収入を3,126万8,000円とし、内訳といたしましては、第1項企業債に360万円、第2項出資金に2,491万8,000円、第3項補助金に275万円を計上するものでございます。また、支出の第1款資本的支出は5,259万4,000円とし、内訳といたしましては、第1項建設改良費で超音波診断装置等の更新に1,078万円、第2項企業債償還金に4,181万4,000円を計上するものでございます。

2ページを御覧ください。

第5条企業債ですが、医療機器購入に係る財源といたしまして、病院事業債を起こすものでございます。

第6条一時借入金ですが、一時借入金の限度額を2億円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものでございます。

3ページを御覧ください。

第9条他会計からの補助金ですが、他会計からの補助金等をそれぞれ掲載したものでございます。

第10条は、棚卸資産の購入限度額を1億5,797万円と定めるものでございます。

以上で議案第42号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

〔上下水道部長 友部邦男君登壇〕

○上下水道部長（友部邦男君） 議案第43号及び議案第44号並びに議案第45号について御説明申し上げます。

初めに、議案第43号 令和5年度笠間市水道事業会計予算について御説明いたします。

1ページをお開きください。

第2条は、業務の予定量を記載のとおり定めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、初めに収入でございますが、第1款水道事業収益は18億3,298万5,000円で、その内訳の主なものといたしまして、第1項営業収益16億7,014万2,000円は水道料金及び加入金を、第2項営業外収益1億6,283万9,000円は長期前受金戻入及び雑収益を計上したものでございます。

次に、右側の列、支出でございます。

第1款水道事業費用は17億5,135万円で、その内訳の主なものといたしまして、第1項営業費用16億8,341万9,000円は水道水の供給費用や県水の受水費及び減価償却費を、第2項営業外費用5,252万7,000円は企業債の利息及び消費税を計上したものでございます。

なお、第4項に予備費といたしまして1,500万円を計上しております。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。こちらの内容につきましては、2ページをお開きください。

初めに、収入でございますが、第1款資本的収入は22億9,652万2,000円で、その内訳の主なものといたしまして、第1項企業債22億8,200万円は、宍戸浄水場及び老朽管の更新工事などに充当するための借入額を計上したものでございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出は26億1,685万8,000円で、その内訳の主なものといたしまして、第1項建設改良費24億193万5,000円は、宍戸浄水場の整備や導水管の中継場建設、また、老朽管の更新、その他新規の配水管の布設工事費を計上したものでございます。

第2項は、企業債償還金として2億1,492万3,000円を計上してございます。

第5条企業債でございますが、宍戸浄水場整備事業の限度額を10億6,000万円、老朽管更新事業の限度額を1億1,300万円、中継場建設事業の限度額を10億4,900万円、さく井事業の限度額を6,000万円とし、起債の方法、利率及び償還の方法を記載のとおり定めるものでございます。

次に、3ページをお開きください。

第6条は、一時借入金の限度額を1億円に定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものでございます。

第9条他会計からの補助金は、一般会計からの負担金、補助金をそれぞれ記載のとおりとするものでございます。

第10条は、棚卸資産の購入限度額を600万円と定めるものでございます。

以上で議案第43号の説明を終わります。

続きまして、議案第44号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第2条は、業務の予定量を記載のとおり定めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、初めに、収入でございますが、第1款工業用水道事業収益は2,990万5,000円で、その内訳の主なものは、第1項営業収益2,958万5,000円で工業用水道料金を計上したものでございます。

次に、支出でございますが、第1款工業用水道事業費用は2,847万2,000円で、その内訳の主なものといたしまして、第1項営業費用2,646万7,000円で、原水及び浄配水費及び減価償却費を計上したものでございます。また、第2項営業外費用100万1,000円は、消費税を計上したものでございます。

なお、予備費といたしまして100万円を計上しております。

第4条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

2ページをお開きください。

第5条は、議会の議決を経なければ流用できない経費でございます。

第6条他会計からの補助金は、一般会計からの補助金を記載のとおり設定するものでございます。

第7条は、棚卸資産の購入限度額を100万円と定めるものでございます。

以上で議案第44号の説明を終わります。

続きまして、議案第45号 令和5年度笠間市下水道事業会計予算について御説明申し上げます。この予算につきましては、令和4年度まで特別会計で運営してまいりました農業集落排水事業が令和5年度から企業会計に移行することにより、これまで別々の会計として計上してきました公共下水道事業会計と農業集落排水事業会計を合算した予算となります。

それでは御説明いたします。

1ページをお開きください。

第2条は、業務の予定量を記載のとおり定めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、初めに収入でございますが、第1款下水道事業収益は23億8,844万9,000円で、その内訳でございますが、第1項営業収益8億6,689万7,000円は、公共下水道使用料及び農業集落排水使用料が主なものでございます。

第2項営業外収益15億2,155万2,000円は、一般会計からの補助金及び長期前受金戻入が主なものでございます。

次に、右側の列、支出でございます。

第1款下水道事業費用は23億8,844万9,000円で、その内訳の主なものでございますが、第1項営業費用は21億5,284万7,000円で、公共下水道の処理場やポンプ場、また、農業集落排水施設の修繕費や動力費などの維持管理費及び減価償却費を計上したものでございます。

第2項営業外費用2億2,341万8,000円は、企業債の利息及び消費税を計上したものでございます。

なお、第4項に予備費として1,000万円を計上しております。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。内容につきましては、2ページをお開きください。

初めに、収入でございますが、第1款資本的収入は17億1,184万4,000円で、その内訳でございますが、第1項企業債9億5,370万円は、下水道の管路敷設工事や処理施設更新工事費などの事業費に充当するための下水道事業費及び資本費平準化債を計上したものでございます。



第2項一般会計出資金2億5,306万2,000円は、主に企業債元金償還の財源として一般会計から繰り入れるものでございます。

第6項工事負担金1,957万2,000円は、主に受益者からの負担金収入を計上したものでございます。

第7項国庫補助金4億1,441万円及び第8項県補助金7,110万円は、下水道事業の事業費に対する国、県からの補助金を計上したものでございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出は25億2,815万8,000円で、その内訳でございますが、第1項建設改良費11億1,397万6,000円は下水道管の管路敷設や老朽化した管の更生工事費、また、浄化センターともべの施設更新工事委託料、このほか農業集落排水市原地区処理施設の更新工事費などが主なものでございます。

第3項企業債償還金14億1,418万2,000円は、企業債の元金償還金でございます。

第4条の2特例的収入及び支出でございしますが、農業集落排水事業が令和5年度から地方公営企業法適用となることにより、令和4年度分の未収金及び未払金を整理するため、その額を定めるものでございます。

第5条継続費でございしますが、農業集落排水市原地区処理施設の更新工事について工事費総額2億5,400万円、期間を令和5年度、令和6年度の2か年事業での実施を予定しておりまして、この工事費についての年割額を記載のとおり定めるものでございます。

3ページをお開きください。

第6条企業債でございしますが、公共下水道及び農業集落排水の事業費用や太陽光発電機を設置するための脱炭素事業、また、借入金の一部を施設の償却期間に合わせて繰り延べするための資本費平準化債について、起債の限度額及び起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を8億円と定めるものでございます。

4ページをお開きください。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用できない経費でございします。

第10条他会計からの補助金は、一般会計からの負担金、補助金及び出資金をそれぞれ記載のとおり設定するものでございます。

以上で議案第45号についての説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

---

散会の宣告

○議長（大関久義君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、3月2日午後2時に開会いたします。

なお、2日は午前10時から補正予算の審査のため各常任委員会を開催いたしますので、間違いのないよう御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

午後3時17分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 川 村 和 夫

署 名 議 員 坂 本 奈 央 子